

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 3 )			
日 時	平成 2 0 年 1 0 月 7 日 ( 火 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	成田 ( 晃 ) 委 員 長、高橋副委員長、大橋・秋元・菊地・中島・ 濱本・井川・林下 各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・産業港湾・教育各部長、会計管理者、 消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、成田祐樹委員が大橋委員に、佐々木委員が林下委員に、新谷委員が菊地委員にそれぞれ交代しております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項の質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党の順といたします。

自民党。

-----  
井川委員

教育委員会にお尋ねいたします。

教育費の不用額について

教育費の不用額が非常に多くて、8,734万7,984円と財政が厳しい折なのですけれども、昨年度よりも200万円ほど不要額が多くなっています。この理由についてお知らせください。

（教育）総務管理課長

教育費の不用額について、主なもので簡単に申し上げますと、小中学校費では、例えば光熱水費関係で約700万円、施設整備の関係の入札差金などで約400万円、スクールバス関係の入札差金が340万円、就学援助関係が500万円、中学校費も入れますと800万円、それから教科用図書購入費の分として300万円などであります。

井川委員

不用額が出るということは、いろいろな予算計上をしている事業を行わなかったというような感じを私は受けるのですけれども、例えば就学援助費については、小学校費・中学校費を合わせて800万円ありますが、これについては、あまり就学援助の申請がなかったということですか。

（教育）学校教育課長

就学援助費の不用額の関係ですけれども、予算を作成する際には、過去3か年の対象人数などから推計して組んでいますので、当該年度に実際に申請が上がってきて、実際の人数とで差が生じ、その結果、不用額が生じてくるという形になっております。

井川委員

本来であれば、教育費についてはあまり不用額を出していただきたくない部分で、できれば児童・生徒にいい教育をしていただきたいということで、できるだけ予算どおりに執行していただきたいと思う部分があったものから、質問をいたしました。

スクールバス運行业務委託の入札について

スクールバス運行业務委託の入札なのですけれども、どのように行ったのですか。

（教育）学校教育課長

スクールバス運行业務委託の入札の件でございますけれども、市の指名登録業者の中から運行可能な業者を選定しまして、その指名業者の中で入札を行い、実際の運行业者を決定するという形になっております。

井川委員

入札は何社で行なったのですか。

（教育）学校教育課長

ちょっと詳しい資料を持ってきていないのですが、4社を指名して入札を行いました。その中から決定しております。

井川委員

スクールバスは全部同じ会社ですか、例えばJR北海道バスまたは中央バスか、同じ業者でしょうか。

（教育）学校教育課長

昨年、運行開始しました銭函小学校と長橋小学校のスクールバスについてですが、別地区ということでそれぞれ入札を行って、銭函小学校につきましてはJR北海道バス、長橋小学校につきましては中央バスが落札しております。

井川委員

業者が違うということは、それぞれで入札価格の低かった業者が違ったからそのようになさったのでしょうか。

（教育）学校教育課長

入札自体、予定価格をつかって入札を行うわけですが、その中で一番低い価格で応札したところが落札するという形になっております。

井川委員

それで予算に比べ340万円低くなったということで理解してよろしいのでしょうか。

（教育）学校教育課長

はい。そのとおりでございます。

井川委員

奨学金の未収金について

それでは次に、奨学金の未収金なのですが、現在、どのぐらいの金額になっていますか。

（教育）学校教育課長

平成19年度決算で申しますと、収入未済額は現年度分で約60万円、滞納繰越分で約660万円ということで、合わせて約720万円となっています。

井川委員

今までの分を合わせて720万円。総体的な金額からいったら、大した金額ではないという気はするのですが、奨学金の金額は1か月幾らなのですか。

（教育）学校教育課長

1か月分ですけれど、いわゆる給与分で月4,000円、それと貸与分で月3,000円となっています。

井川委員

月額3,000円ですから3年間で10万8,000円ですか。そのような金額を滞納されているということで、その督促はどういうふうになさっていますか。

（教育）学校教育課長

貸与分の償還につきましては、高校修業期間終了後、6か月据え置いて、それ以降7年以内で償還することになっており、実際、卒業された後に償還計画を出していただきまして、それに基づいて償還していただくのですが、結果として、平成19年度におきましては約720万円の未収金が生じています。これらにつきましては、随時本人なり保護者に督促状を出したり、あるいは電話連絡をとって督促しているところであります。

井川委員

昨年度より少しでも未収金を減らしていただきたいと思って質問しているのですが、やはり5年間が経過すると、不納欠損になるのですか。

（教育）学校教育課長

貸付金につきましては、私法上の債権になりますので、5 年の不納欠損の対象にはなりません。

井川委員

不納欠損にならないということでちょっと安心しましたけれども、これは後々ずっとその 3,000 円という貸した分が返ってきて、それが運用資金となって次から次へと毎年度貸せるように、小樽市の財政が許せるうちは何とか頑張らなくてはならない部分だと思うので、ぜひ努力をされて、なるべく未収の金額を増やさないようにお願いしたいと思います。

学校給食費の未収金について

次に、学校給食費の未収金は、現在幾らでしょうか。

（教育）学校給食課長

学校給食費の関係でございますけれども、平成 19 年度の決算で申し上げますと、未収金につきましては 765 万 3,000 円ほどでございます。

井川委員

小学校と中学校で給食費は違うかと思うのですが、未収金は平成 18 年度と 19 年度と比べて幾ら増えていきますか。

（教育）学校給食課長

未収金でございますけれども、平成 19 年度は、今申し上げましたとおり 765 万 3,000 円でございます。それから、18 年度におきましては、710 万 1,000 円ほどでございます。差し引きいたしますと、55 万 2,000 円ほどの増になっております。

井川委員

昨年度から見ると、また少し増えているということですね。この給食費の納入方法を教えてください。

（教育）学校給食課長

学校給食費の納入方法でございますけれども、平成 19 年度の収納状況を全体的に申し上げますと、おおむね 72 パーセントの方が口座振替を利用されてございます。このほか生活保護の関係、それから就学援助の関係等でおおむね 26 パーセントほどになります。そのほか、2 パーセントほどが現金による収納でございます。とりわけ、未納の家庭等につきましては、口座振替で落ちなかったとか、現金収納で未納が発生する場合がございます。各学校におきまして、給食費の徴収簿を備えつけて、その状況に応じまして、随時、保護者へ電話若しくは文書等で催促をするなどしております。

井川委員

納入方法なのですが、やはり口座振替ですと、口座にお金が入っていないから未納になってくるということで、今の若い保護者は、新聞にも出ていましたけれども、「何で義務教育なのに給食費を支払って御飯を食べなくてはならないの」と言う、そういう保護者もいますので、非常に未収金を減らすのは難しいと思うのです。教職員も非常に催促しづらい部分が給食費と聞いております。同じ義務教育ですから、給食費を払ってないから給食を食べるなどということも言えないでしょうし、いろいろな部分で大変な御苦労をされているのですけれども、その学校によっては、校長が大変一生懸命になって、給食費が未納の家を回って歩いているというお話も聞きましたけれども、最近、教育委員会ではどのように指導をしているのでしょうか。

（教育）学校給食課長

今、お話がありましたように、いろいろな事例がございます。先ほど申し上げました、学校における通常の催促もございまして、それから年 3 回ほど、各学期の終了前にすべての学校において、未納者に対する督促文書を作成していただいております。これは、私どもが集約をして未納世帯に通告をしているという内容でございます。こう

した未納者の調べの際に、単純にその月数の、何か月が未納かということばかりではなく、なるべくその状況をつかまえるようにということで、学校のほうにもお願いをし、情報把握等にも努めております。また、個別に未納の状況に応じて、学校における給食費の事務担当者と連絡をとり合って、どう対応したらいいかというふうに相談しているところもございます。こうしたような取組ですとか、校長会が開催されるときには、常時ではございませんけれども、学校内での連携も十分に図っていただくようお願いしているところでございます。今日も、たまたま午前中に校長会等が開催されておりまして、お邪魔をしてそのような話をさせていただいたところでございます。

井川委員

子供には罪がないので、給食費についてよろしく御指導をお願い申し上げます。

学校給食共同調理場の輸送委託料について

もう一つ、給食に関してですけれども、学校給食共同調理場の輸送委託料なのですけれども、オタモイ共同調理場のほうはわかりました。それで、新光共同調理場のほうですが、昨年度は 4,800 万円何がしだったのです。今年度は 8,900 万円に増えているのですが、この辺はどのような事情なのでしょう。

（教育）新光共同調理場長

輸送等委託料の決算額でございますけれども、平成 18 年度におきましては 4,825 万 8,000 円でございます。19 年度の決算書の表記については、大変申しわけございませんが、委託料の関係を輸送等ということで、まとめて表記しております。このうち、輸送の関係については 4,704 万円でございます。

井川委員

それでは、オタモイの輸送委託料 1,300 万円で何校配達して、それから新光のほうは何校でしょうか。

（教育）新光共同調理場長

校数でありますけれども、新光共同調理場におきまして、豊倉小学校につきましては調理場から配送しておりますので、23 校がこちらのこの委託料のほうで行っております。オタモイ共同調理場の関係については、11 校でございます。

井川委員

11 校で 1,300 万円、それから 23 校で 1,900 万円、この差が非常に大きいのですけれども、これはどのような違いになっていきますか。

（教育）新光共同調理場長

委託料の中身につきましては、1 校ごと幾らとか、1 食幾らとか、そういった積算ではなく、調理場でそれぞれのでき上がり、学校で給食を行う時間、そういったものも勘案しまして、配送ルート等を決めさせていただいております。そのルート等に基づいて、決定をしていただき文書をいただいているところでございます。

井川委員

わかりました。

放課後児童クラブ利用手数料について

次に、放課後児童クラブ利用手数料の未収金は、今幾らになっていきますでしょうか。

（教育）生涯学習課長

放課後児童クラブ利用手数料ですが、市全体の未収金は 244 万 7,000 円、このうち、教育委員会のほうで所管しております部分が 225 万 2,000 円となっております。

井川委員

これは、昨年度と比べて増えていますか、減っていますか、どちらでしょうか。

（教育）生涯学習課長

昨年度、平成 18 年度決算の 199 万 7,000 円に比べまして、25 万 5,000 円ほど増えております。

井川委員

全体的に増えているということで、あまり好ましくないと思うのですが、この利用手数料の支払方法はどのようになっていますか。

（教育）生涯学習課長

利用手数料の支払方法ですが、保護者に対して 3 か月ごとに切符を渡して、それぞれの保護者が金融機関、郵便局などでお支払いいただく、そういう形になってございます。

井川委員

ちなみに、今、利用料は 1 か月幾らでしょうか。

（教育）生涯学習課長

利用料につきましては、子供 1 人当たり月額 4,000 円となっております。なお、2 人以上の子供は、何人いらしても 6,000 円、また、就学援助の方と生活保護家庭の場合は無料となっております。

井川委員

4,000 円というのは、そう大して安い金額ではなく、このほかにまたおやつ料もかかると思うのです。おやつ料は幾ら徴収していますか。

（教育）生涯学習課長

月額 1,500 円となっております。

井川委員

そうすると、1 人の子供で 5,500 円かかるということですね。この督促は、毎回やっていると思うのですが、支払ってくれない保護者が結構いると聞いているのですけれども、そういうときはどのような対応をしているのでしょうか。例えばもう預からないというふうになるのでしょうか。

（教育）生涯学習課長

利用手数料の支払いが遅れがちになる方につきましては、月末が来ますと、まず督促状を送りまして、また、年に 2 回催告書というものを送らせていただいています。また、クラブの性質上、御両親とも帰りが遅い御家庭が多いものですから夜になりますが、随時、夜間電話で納入のお願いをしております。そういう中で、ねばり強く対応していきまして、納入のお願いを繰り返しております。

井川委員

本当に、今、市の財政が厳しいということで、教育関係だけでも結構、奨学金、給食費とか放課後児童クラブという、一千何百万円にもなる未納があるというわけで、ぜひとも、できるだけその未収金を少なくする努力をしていただきたいと思います。

-----  
濱本委員

1 億 1,200 万円の赤字決算について

まず、昨日も全体の決算の話で幾つか質問をさせていただきましたが、要は平成 19 年度の決算は、実質単年度収支が 1 億 1,200 万円の赤字ということでありました。一億幾らとは大変な金額だというふうには思うのですが、例えばこれは、比率でいくと 540 万円の年収のある家庭が、年間で 1 万円の赤字になったという状況なのです。一般の、市内の中小企業の感覚でいうと、5,400 万円の売上げのある会社が、実は 10 万円赤字になったという、比率でいくとそういう状況なのです。1 億円と 10 万円は確かに同列では扱えない金額ではありますが、そうして考えると、この 540 億円に対して 1 億円の赤字というのは、もしかしたら消したら消せなかったのか、逆に言うと、それ以上に消せない、最大限消すことに努力したけれども、それでも 1 億円赤字が出たということなのか、その辺についてのお考えを、お聞かせいただきたいと思います。

財政部長

最終的に、いろいろな努力をしても単年度で 1 億 1,000 万円、1 億円強の赤字が出たという結果でございます。平成 17 年度、18 年度は単年度収支が 2 億円前後の赤字、黒字という形になりました。18 年度から財政健全化計画がスタートしておりますけれども、この間の財政運営というのは、今おっしゃいましたように、1 億円、2 億円の財源を黒で出すか赤で出さざるを得ないかという、そういう本当にぎりぎりの財政運営をしているというのが実態でございます。19 年度も最後の第 1 回定例会で減収補てん債などの財源対策の起債も上げさせていただきましたけれども、それもかなり厳しい収支の見込みの中で、とり得る限りということで持った起債でございます。それでも、残念ながら最終的に赤字になってしまったということでございます。

濱本委員

ぎりぎりの中で結果的に赤字になったという、540 万円が 1 万円がどうしても手だてがつかなかったということと理解をさせていただきます。もう平成 20 年度がスタートしているわけですが、20 年度の決算も非常に、そういう意味では不安があるのですが、上半期は終わりましたのでこれからの下半期の中で、いろいろな手だてをとって、ぜひ 20 年度には少なくとも収支均等になるように希望をしたいというふうに思います。

使用料及び手数料について

この 540 億円の中でいきますと、例えば一つの例ですが、一般会計の中における使用料及び手数料なのですが、これを平成 17、18、19 年度と調定額と収入、いわゆる実際入った額と比べてみると、17 年度は 98.22 パーセント、12 億 1,300 万円入っています。18 年度は 98.27 パーセント、11 億 9,000 万円、19 年度は 98.22 パーセント、11 億 300 万円、大体 98.22 から 27、その近辺でここ 3 年間は推移をしている。しかし、金額ベースで前年度比を見ていくと、18 年度は 17 年度に対して 2,300 万円減収になっている、19 年度は 18 年度に対して 8,700 万円減収になっているということとあります。調定額も当然のことながら、19 年度の調定額は 18 年度の調定額に対して 8,800 万円、いわゆる減収になっている。ここまで大きく減収になった要因とか、その分析についてはどうお考えでしょうか。

（財政）中田主幹

平成 17 年度以降の使用料及び手数料についてでございますけれども、まず、使用料と手数料をそれぞれ分けて説明させていただきます。まず、使用料について、17 年度の収入が 5 億 5,700 万円、18 年度が 5 億 9,500 万円、19 年度は増えまして 6 億 1,500 万円。19 年度は職員駐車の有料化などをしたこともありまして、使用料は増えております。それで、17 年度と 19 年度を比較しますと、約 5,800 万円の増となっておりますので、減少要因としては手数料のみということになります。

手数料につきましては、17 年度の収入が 6 億 5,500 万円、18 年度が 5 億 9,600 万円、19 年度が 4 億 8,800 万円となるのですが、この大きな減少の要因でございますけれども、ごみ埋立処分手数料、これが事業系の一般廃棄物の部分でございますけれども、19 年度から北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却炉が稼働いたしました。以前は、桃内の廃棄物最終処分場に、焼却分も小樽市が受け入れて埋立てをしてございましたけれども、焼却できる分については、広域連合で受け入れて広域連合の収入になってございます。その分で、18 年度と 19 年度で比較すると約 9,700 万円の減となっております。それが一番大きな要因でございます。あとは家庭系ごみの袋を買っていただいておりますけれども、その収入もリサイクルに回っているという要因もございまして、17、18、19 年度と少しずつ減っていってございます。17 年度と 19 年度を比較すると、その分で 5,200 万円ほど減っておりますので、主にそのごみ関係の手数料が大きく落ちたことが要因ということで考えております。

濱本委員

そうすると、今まであったものが、焼却炉ができて、言うならば違う財布に行くようになってしまったということですね。ということは、例えば平成 20 年度決算の予測でいくと、この 18、19 年度のこういう大きなかい離は、20 年度決算の中では、推測で結構ですけれども、あまりないということと理解してよろしいですか。

（ 財政 ） 中田主幹

詳しくは調べてみないとわかりませんが、平成 20 年度において、使用料及び手数料は大きく変わっていないと思いますので、それほど大きな増減というのは起きないというふうに思われます。

濱本委員

全国市長会、北海道市長会の負担金について

次に、補助金等について伺いたいと思います。

決算書は 1 冊だけ見るとわからないのですけれども、2 年、3 年分まとめて見ていくと、何かいろいろ見えてくるのですが、例えば、まず伺いたいのは、全国市長会と北海道市長会の負担金がございます、平成 17 年度の全国市長会は、金額はそんなに大きくないのですが、71 万 3,000 円。それが、18 年度には 68 万 3,000 円で若干下がって、19 年度も 68 万 3,000 円。北海道市長会は 17 年度 472 万 5,000 円、18 年度 448 万 1,000 円、ここで若干下がり、19 年度は 362 万 6,000 円とかなり下がっております。ある意味、全国市長会も全道市長会も、公益法人でもないところへ皆さんそれぞれ応分の負担をされているのだらうというふうには思うのですが、この負担金の算定基準と、それから小樽市として、こういうものを負担金として払って、本当に見合いがあるのか、いわゆる費用対効果を感じているのか、過去にそういう実績があったのか、その辺についてお聞かせください。

（ 総務 ） 秘書課長

まず、全国市長会の負担金の算出基準ですが、全国市長会につきましては均等割の額ということで、全都市に対しまして 7 万円、それと人口区分割ということで、小樽市は、現在の人口ですと 10 万人から 15 万人未満というところですので、61 万 3,000 円、合わせて 68 万 3,000 円という算出をしております。

あと、北海道市長会についてですが、こちらも均等割と人口区分割という形で分かれているのは一緒なのですが、こちらにつきましては、平成 10 年の段階で決まっている額というのがあるのですけれども、均等割が 105 万円で、人口区分割が小樽市の人口からいきますと 320 万円ということなのですけれども、こちらの額から、北海道市長会につきましては、10 パーセント落したり、5 パーセント落したりということを繰り返しまして、昨年度でいきますと 326 万 6,000 円という額まで落としていると聞いております。

それから、見合いがあるのかという御質問なのですけれども、やはり一つのまちが声を上げるだけでは、なかなかその声というのは届いていかず、例えば中央や国などへの要望は、やはりこういった組織を通して、その中で会員となっている皆さんの賛同を得て、皆さんの声として持っていくということで、目的といいますかその要望がかなえられるということが、ままあるのではないかとこのように思っております。例えば、北海道市長会でいいますと、今年は非常に原油が高いということで、いろいろと事業者の皆さんは悩んでいる。そこで、北海道の市長会で声を上げた。それは小樽市長が声を上げ、皆さんの賛同を得た。その要望項目を持って、8 月に中央へ要望活動に行きましたので、その結果が出るのはこれからというふうには思っています。

濱本委員

前段の部分で言うと、やはり北海道市長会かと、何か適当にといったらおかしいですけれども、皆さんお困りのようだから、基準額に対して 5 パーセント、10 パーセント、こうだんだん下げていくというのは、何となく泥縄式みたいな感じがしないでもないのですが、これも間違いなく市民からいただいた税金の一部が使われている。そういう意味ではぜひ、金額が高いか安いかは、今の段階では判断ができません。しかしながら、出す以上は市民の皆さんの負担にこたえるように有益にお使いいただきたいというふうに思います。

ちなみに、今、小樽市長は北海道市長会でのポジションは何ですか。

（ 総務 ） 秘書課長

北海道市長会におきましては、小樽市長は理事という役職でございます。



濱本委員

補助金等の使われ方について

それでは、これも補助金ですが、小樽市商店街振興組合連合会というのがございまして、ここに補助金が支出されております。平成 17 年度が 250 万円、18 年度が 240 万円、19 年度も 240 万円というふうになっております。財政再建プランの中でも、補助金の見直し等ということにも言及されてございまして、たぶんこれで 17、18 年度のときには 10 万円の減額になったというふうに思いますが、この 240 万円の使われ方、それから、この連合会の総額の予算規模について、お聞かせいただきたいと思えます。

（産業港湾）小山主幹

小樽市商店街振興組合連合会に対します補助金でございますが、平成 19 年度は 240 万円を補助しておりますけれども、これは事業費に対する補助金ということになっております。19 年度の市商連の全体の予算が、820 万 8,000 円でございます。そのうち、事業費が 590 万円。この 590 万円は、指導運営事業費、これは先進の商店街の視察とか、あとは各種研修に要する事業、そのほかに情報活動事業費ということで、商店街の専門誌の購読料、それと福利厚生事業費、これはお祭り等に対する協賛金、そのほかに 1 人専任の職員がおりますのでその人件費、これが事業費として 590 万円でございます。19 年度につきましては、専任の人件費を除く事業費、これが 590 万円から 300 万円を引いた 290 万円になっております。この人件費 300 万円を除いた事業費と事務費の合計 376 万円に対して、240 万円を支給しております。

濱本委員

たぶんそれなりの事業をされているのだらうというふうには思えます。ただ、残念ながら、こういう補助金を出した結果というのが、議員の立場としてはなかなか検証できない。それは、リクエストをすればたぶん物が出てくるのだらうとは思いますが、なかなか出ない。例えば、事務執行状況説明書の中に、こういう補助金を支出してその補助金の成果はこうですというものほとんど書かれていないので、なかなかわからない。その辺については、ぜひ改善をしていただきたいと思えますし、本当に、一番先の質問のときに申し上げましたが、550 億円の財政規模を持ちながら、1 億円の赤字を出さざるを得なかったということになると、こういう補助金なども、もう一段の見直しもたぶん必要なのではないか。それはもうお願いをしなくてはならないのかというふうにも思えます。今年度もこの予算計上はされていると思えますが、支出した以上は、ぜひとも価値のある使われ方をし、それから剰余金というか、余った場合にはどういう処置になるのかわからないのですが、その辺についても、使い切って終わりましたということで本当にいいのかという思いもしますし、ぜひとも大事に、価値のあるように使っていただけるように御指導をいただきたいというふうに思えます。

次に、これもまた結構金額が大きいのです。小樽物産協会への補助金なのですが、平成 17 年度が 400 万円で 18 年度が 360 万円、19 年度も 360 万円。商店街振興組合は 250 万円に対して 10 万円だったのですが、ここはどういうわけか 10 パーセント下がっているのですが、この物産協会の補助金の使われ方についても今と同じように総額の事業費に対してどうなのかお知らせください。

（産業港湾）商業労政課長

小樽物産協会についての御質問でありますけれども、物産協会は、地場産品の販路拡大を主な事業として行っております。昭和 34 年に設立されてございまして、当時は経済部の商工課で事務局を持ってございました。そして、平成 7 年から、社団法人となって、幅広く事業展開をしております。補助金につきましても、この平成 7 年から支出をいたしてございまして、委員から御指摘のとおり平成 19 年度は、360 万円の補助金を支出しております。

この物産協会の事業費ですけれども、総体の事業費といたしましては約 2,800 万円で、事業費と管理費を合わせた物産協会の年間の運営経費でございます。その中で補助金の支出対象としております事業費ですが、これは 1,200 万円ほどでございます。主なものといたしましては、本州の百貨店等において北海道の物産と観光展という名称で、

催事等を行うわけですが、その中に出店する際の経費が主なものでございます。そのほか、札幌における物産展、また東アジア・マーケットリサーチ事業におきましても、この物産協会の主要会議のメンバーとして参加しておりますので、そういった国内、国外合わせた幅広い販売、販路拡大事業を行っております。

濱本委員

物産協会の単年度の収支は、最終的にどうなっているのでしょうか。

（産業港湾）商業労政課長

平成 19 年度の単年度の収支でございますが、収入といたしましては 2,800 万 2,070 円で、支出といたしましては 2,763 万 5,814 円で、差し引きいたしますと 36 万 6,256 円の差額が生じております。

濱本委員

事業費に対する補助金なので、その事業費部分の中で剰余金が出たら、普通、北海道などでは事業費の部分の決算書をつくって返還する、それから、その中の費目で、いわゆる人件費相当分は対象としないとかいろいろルールがあるのですが、この補助金に関していうと、そういうような指示はされているのでしょうか。

（産業港湾）商業労政課長

今の 36 万 6,000 円は、補助対象外の管理経費も含めた総体の中で残った額ということですので、事業費だけを見ますと、その中で事業収入とか補助金収入があり、その中で、補助金の対象となった事業だけの収支というものは、この報告の中では明確にはなっておりません。また、事業として、例えば差額が出たとしても、団体としましては翌期に繰り越す中で運用を行っておりまして、また市としましてはその事業費が余ったから返還するよというような補助金の支出はしてございません。

濱本委員

これはいわゆる補助事業に対する補助金全般に言えることですが、剰余金が出たときのその後始末のところまで、実は本体が豊かなときはあまり気にしなくてもよかったのだらうと思うのです。明確なルールもたぶんないというふうには思いますけれども、今はこういう非常事態ですから、ぜひとも今後の中では御検討をいただきたいと思います。このことについて、御答弁はいいです。

青果物卸売市場事業特別会計の繰入金について

次に、青果物卸売市場事業特別会計の繰入金ですが、これも平成 17 年度は 205 万 7,781 円、18 年度で 1,600 万円、それから 19 年度で 1,168 万 4,000 円と、1,000 万円以上増えて、それから 400 万円ぐらい減ってということで、結構激しく変動をしているのですが、その理由についてお聞かせいただきたいと思います。

（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

実は平成 17 年 10 月から卸売会社が経営不振であるため、市のほうから援助をするということで、運営経費に当たります市場使用料を 2 分の 1 に減免しております。それで、減免額は、18 年度は 1,491 万 5,000 円、19 年度は 1,414 万 4,000 円くらいとなっております。ですから、青果物卸売市場事業特別会計の歳入としては、この部分が入ってこないということが、まず一つあります。

18 年度でございますけれども、このときは、一般会計から 1,600 万円を繰入れしていただいておりますので、1,400 万円との差でいうと 200 万円ほどということになります。それから、19 年度と 18 年度との差が 400 万円ほど出ておりますけれども、これは人件費でございます、19 年 3 月で 1 名が退職をいたしまして、19 年度の異動が 6 月ということで、2 か月間余り配置されておりませんので、その人件費 3 か月分が執行されなかったということで、その部分の金額が 19 年度では落ちているということでございます。

濱本委員

わかりました。こういうふうに異常に数字が変動していると、どうしてかと疑問に思うことがあるものですから、質問をいたしました。

#### 教育研究所について

次に、教育委員会の関係について伺いたいと思います。小樽市にも教育研究所がございまして、過去 3 年間、約 960 万円前後の支出がありますが、そのうち人件費に約 700 万円程度使われております。研究所という名前がついているにもかかわらず、人件費が 700 万円、研究費そのものは 200 万円。でも、その 200 万円もいろいろな費目で削られていって、実質的にはどのくらいあるのかと非常に疑問に思うわけですが、この研究所の質を維持するために、このくらいの金額で研究所という名に呼ぶにふさわしい研究ができたのでしょうか。

#### （教育）指導室主幹

この金額で十分な研究というふうに言われますと、多くしていただければということにもなるのですけれども、とりわけここ数年、非常に学校のほうから、学力・学習状況調査以外の標準検査等の希望が多くなってきておりまして、その部分で費用についてはちょっと厳しくなっている状況でございます。

#### 濱本委員

2 回目の全国学力・学習状況調査も終わりました、その結果を見ると、非常に残念な思いがしています。それをどうにかするための一つの手だてとして、一つ的手段として、要素として、この研究所の存在というのは、決して小さいものではなく、大きなものがあるだろうというふうに思います。

そういう意味では、もう平成 20 年度の予算は決まりましたけれども、できれば補正でも組んでいただいて、ぜひとも予算をたくさん投入していただいて、子供たちの学力というか質が上がるようにしていただきたいというふうに思います。

#### 学校図書館図書整備費について

それから、学校図書館図書整備費の関係ですが、これは小学校費でいくと、平成 17 年度が約 377 万円、18 年度が 384 万円、19 年度が 349 万 5,000 円。中学校費は、17 年度が 356 万円、18 年度で 365 万円、19 年度で 349 万円。前年度と比べると、上がったたり下がったりしています。ただし、この中で注意をしなくてはならないのは、18 年 1 月にあおばとプランができて、そのあおばとプランの中には読書活動の推進ということがうたわれている。にもかかわらず、できた年については、17 年度決算から見れば若干上積みがされていますが、19 年度に関しては下がっている。こういう計画ができていっているという状況にもかかわらず、こういうふうになるということは、少なくとも前年度と同じか、若しくは増額にならないと、ここにうたわれている読書活動の推進の一つの手だてであるはずの学校図書館の整備がなされない。ということは、あおばとプランは絵にかいたもちだと言わざるを得ないのですが、その辺についてはどうですか。もっと言うと、この図書整備費で本当に子供たちの読書活動の推進が 19 年度の中で 100 パーセント達成できたというふうにお考えでしょうか。

#### （教育）総務管理課長

委員が御指摘のように、あおばとプランも含めて、そうした中で図書整備費というものを充実していけるといいのですが、やはり市全体の財政状況が厳しい中で、確かに図書整備費も、今おっしゃった 3 か年を見ても若干落ちています。やはり総体的な教育費予算の減から比べると、むしろほぼ現状維持に近い数字を確保してきてございますので、今後とも決してこれで 100 パーセント対応できているとは思いませんけれども、できる限りそういった総体の中で、整備に努めていきたいとは考えてございます。

#### 濱本委員

昨年の議会の中でも言いましたが、いわゆる学校図書館には学校図書館図書標準というのがあって、小樽市は残念ながらそれを 100 パーセント達成しているわけではありません。これも平成 5 年 3 月の通達で、計画的に整備をしていきなさい。そして、学校図書というのは賞味期限がありますから、当然メンテナンスが必要になりますから、最低限のコストが必要なのです。その点で、小樽市はもうだめですから、まず 100 パーセントにしなくてはならない。それから、100 パーセントにしても、結局メンテナンスの費用でまたお金を足さなくてはならない。今の

金額でいくと、この図書標準を完全に達成するのは、到底無理だろうというふうにも思います。第 1 回定例会のときにも言いましたけれども、やはり教育にお金をかけないまちの明日は、私はないというふうにも思っておりますので、20 年度の決算のときには、もっとこの額が増額されて、子供たちにきちんとしたものを用意することができたというふうに、皆さんからお聞きしたいという希望を述べまして、私の質問は終わりたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

-----  
秋元委員

新型交付税について

初めに財政に関連して何点かお伺いいたします。まず、新型交付税についてなのですが、平成 19 年度から導入されるということですので、その新型交付税についての説明と導入の目的について、御説明いただけますか。

（財政）財政課長

いわゆる新型交付税についてでございますが、交付税の基準財政需要額の中に包括算定経費として項目が追加された経費でありまして、平成 19 年度ですと基準財政需要額の 12 パーセント程度を占めております。この新型交付税の導入の目的ですが、交付税の算定制度が今まで非常に複雑で難しかったところがありまして、人口と面積を基本とした簡素な算定方法を一部導入したということが目的でございます。

秋元委員

この新型交付税の算定基準の変更に伴って、まず、小樽市に対する影響とか、今後の見通し、例えばこういう状況がそろえば交付税が減るといような要件がありましたらお知らせください。

（財政）財政課長

普通交付税全体が、近年は大きな削減、大きな減少になっているわけですが、この新型交付税導入に先立ちまして、地方団体の財政運営に支障が生じないように制度設計するというふうに国のほうでも言っておりまして、小樽市における大きな減少、削減が、この見直しが主な要因とは考えておりません。

今後の見通しでございますが、先ほど言いましたように、人口、面積を基本とした簡素な算定方法ということですので、今、少子高齢化が進み、人口が減少する中で、交付税もそういう面におきましては、減っていくということもあり得るのではないかとこのように考えております。

秋元委員

決算カードに基づいた質問について

今、御説明をいただいた新しい算定基準を踏まえた上での質問になるのですが、私のほうから決算カードに基づいて何点か伺いたいと思います。平成 18 年度と 19 年度の決算カードを比較させていただきまして、まずこの歳出が、19 年度で 68 億 5,000 万円ほど減少しておりまして、例えば、何点が例にとって目的別で見ますと、衛生費につきましては、37 億 3,000 万円ほどの減で、構成比は 4.9 ポイントの減となっております。また、労働費は 4,700 万円の減で、決算額 7,176 万 5,000 円であり、0.1 ポイントの減、農林水産業費では 6,400 万円、教育費では 2 億 7,000 万円の減であります。まずこの 18 年度と 19 年度を比較して、歳出が 68 億 5,000 万円ほど減少したその要因と、今述べた労働費、農林水産業費、教育費の各費目について、減少している理由と、また金額の内訳について押さえていければお答えください。

（財政）財政課長

平成 19 年度と 18 年度を比較すると 6 億 7,000 万円ぐらい減少したわけですが、大きな要因といたしまして、実は病院事業会計あるいは国民健康保険事業特別会計の年度をまたいだ貸付けというものがありまして、それが大体 75 億円ぐらいありました。これが減少の大きな原因でございます。今、委員が御指摘の各目的別歳出の状

況なのですが、決算カードを見ていただくとわかるとおり、性質別には人件費が計上されていますが、この人件費については、各款ごとに組み込まれている数字でございます。ですから、人件費の減少はそれぞれの款ごとに反映されていくわけでございますが、その中で、それを除いた主な要因といたしましては、衛生費は先ほど言いました病院に対する貸付けで 44 億円あり、これが大きな減少の要因にかかわっておりますが、増加の要因もございます。内容としましては、病院事業会計に対する繰出金が 3 億 8,900 万円程度の増加、あるいは北しりべし廃棄物処理広域連合の負担金が本格稼働に伴いまして、4 億 1,000 万円程度の増加がございます。あと、労働費が 4,700 万円ぐらい減少しておりますが、利用者の減少によりまして、労働金庫貸付金が 2,400 万円程度減少しております。あと、農林水産業費は、道の補助金で浜の改革推進事業補助金というのがございまして、これが漁協のホタテ養殖施設の整備に係る補助金でございます。これが、市の会計をトンネルしているものですから、これが 18 年度に 3,600 万円程度ありまして、その減少分があります。あと、教育費につきましては、総合博物館が 18 年度の整備の関係で 1 億 4,000 万円ぐらいの減少がございます。これが、教育費の減少の大きな要因となっております。

秋元委員

今回、この目的別歳出もそうなのですが、決算カードを見て非常に感じたことは、今話したとおり、例えば労働費とか教育費、また衛生費について、歳出は抑えなければいけないという部分では感じていたのですが、非常にこれらは重要な部分でして、内訳等も今聞いたわけなのですがけれども、例えば労働費ですと、決算説明書の 159 ページの勤労者貸付金という項目がありまして、1,100 万円ほど貸付金として載っております。それを踏まえまして、事務執行状況説明書と比べますと、26 ページの勤労者貸付金利用状況で、住宅資金で 1 件、その他生活資金で 2 件ということで 231 万円ほど利用があったようですが、率直な感じ、少ないというふうに感じたのですが、この決算説明書と事務執行状況説明書の金額の違いについてお答えいただけますか。

（産業港湾）商業労政課長

まず、決算説明書の 1,100 万円という数字ですけれども、勤労者貸付金は、労働金庫を窓口といたしまして、市のお金と労金のお金の持ち合いで運営しております。そうした中で、平成 18 年度から比べまして 2,400 万円ほど削減しておりますが、この理由といたしましては、従来市のほうが多く出していた分を、預託倍率を変えることにより市の持ち出しを少なくして、逆に労金側の持ち出しを大きくしてもらうということが一つ大きな要因になります。そして、事務執行状況説明書につきましては、19 年度にありました新たな貸付けの数字となっており、これは労金の勤労者貸付金のメニューといたしまして 3 本ほどございます。一つが教育資金、これが 1 件、そして住宅資金、これが 2 件、合わせて 231 万円の新たな貸出しがあったものでございます。

秋元委員

住宅資金 1 件が 180 万円で、その他生活資金 2 件で 51 万円ということだったのでありますが、非常に少ないというふうに感じたのですが、これは相談件数はあるけれども、なかなかハードルが高くて利用できないという状況があるのでしょうか。

（産業港湾）商業労政課長

この勤労者の方たちを対象とした制度融資でございますけれども、市のほかに、例えば北海道が勤労者福祉資金とか、また、国民生活金融公庫、本体であります労金が、各種の制度融資を設けておりまして、相談件数は確かに少ないのですが、例えば北海道のほうが、融資利率や返済期間につきましても、有利な制度を持っているようなこともございますので、そういった制度のほうに流れているというふうには分析しております。

秋元委員

事務執行状況説明書の 25 ページのほうには、雇用対策という部分で各施策がありまして、これについて若干御説明いただけますでしょうか。

（産業港湾）商業労政課長

事務執行状況説明書 25 ページの雇用対策ですけれども、市といたしましても、特に力を入れておりますのが、やはり新規学卒者の就職対策でありまして、一つは、小樽市内の企業に対して新規学卒者を採っていただきたいとの要請をハローワークなどと連携して行っております。また、就職する側の生徒に対しても、各高校と連携しながら、例えばここに記載しておりますジョブガイダンスとか、就職サポート実践講座、また、実際の企業を見ていただく企業見学会、そして、就職する生徒たちが、自分がどのような適性を持っているのかということをもっと知っていたら、就職に対する準備を万全にさせていただくためにいろいろな支援を行っております。

秋元委員

この施策にかかった費用は、今わかりますか。

（産業港湾）商業労政課長

労働者地元定着事業費の平成 19 年度決算でございますが、10 万 9,000 円ほどとなっております。このほか、管理経費の中で、例えば労働者実態調査もやっております、なるべく職員の手作業で、経費のかからないようないろいろな形で、各機関と連携しながらそういった雇用対策をやっている状況にあります。

秋元委員

例えば（ 2 ）季節労働者対策、（ 3 ）内職相談、（ 4 ）雇用相談総合窓口などは、思ったより相談件数が少ないというふうに感じたのと、労働費全体で 4,700 万円ほど減額されていると先ほど御説明いただいた部分のほかにも、まだ 2,300 万円ほど減額されているということで、我が党の高橋議員も、新卒者の雇用対策について今まで質問してきたというふうに思うのですが、やはり労働力の数を増やすといいますか、若年者のみならず小樽市に住む人が、安心して雇用先を見つけるというような状況をつくる上でも、4,700 万円が削減されたというのは非常にショックな部分ではあったのですけれども、先ほど言ったとおり、やはり非常に重要な部分も削減していかなければいけないこともあるのかというふうに感じております。

質問を変えますけれども、決算カードの今度は性質別歳出に関してなのですが、先ほど言った目的別歳出を若干細かくした部分というふうに感じておりますけれども、これは代表質問でもさせていただきましたが、經常収支比率が 103.9 パーセントで、非常に財政の硬直化が進んでいるという質問をさせていただきました、市長からも非常にこの比率を下げるのは難しいという御答弁をいただいておりますが、まず、その性質別歳出の中の投資的経費についてなのですが、平成 18 年度が 23 億円に対して、19 年度が 20 億円となっております、まずこの 3 億円ほど減額したことについて、この要因は何だったのかお答えいただけますか。

（財政）財政課長

平成 18 年度と対比し、3 億円の減となっている要因でございますが、道道小樽定山溪線の街路事業でございますが、これの支障物件移転補償費、要するに整備するときに邪魔な物件を移転する際の補償費が 1 億 7,500 万円ぐらい減となっていることと、それから、先ほど言いました総合博物館の整備に関して 1 億 4,200 万円ぐらい減となっているのが主な要因でございます。

秋元委員

今回、この投資的経費について質問をさせていただいたのは、例えば、公共施設の老朽化が進んでいるというふうに認識しているのですが、例えばこの修繕費とか、建替え等々も含めて、これからどんどん増えていくと思いますが、当然この投資的経費に含まれていくのでしょうか、今後、見込まれる金額について、現時点でわかる範囲でお答えください。

（財政）財政課長

公共施設の維持・補修についてなのですが、普通建設事業費として計上するものもありますが、簡易なもの、簡便なものは修繕費で計上しているものがございます。今後、財政健全化計画の中で、普通建設事業費として

計上するものの中には、校舎とか道路の改修費なども含めて、一応平成 21 年度には 12 億円程度、それから 22 年度には 9 億円程度、それから 23 年度には 8 億 4,000 万円程度、24 年度にも 8 億円程度とこのように見込んでいます。

秋元委員

投資的経費には、普通建設事業費も含まれるという御説明をいただきましたが、この建設事業費は年々減っているというふうに認識しているのですが、やはり大幅には削れない非常に重要な部分と感じております。

続きまして、これも性質別歳出の補助費等についてなのですが、まず、平成 18 年度、19 年度の比較では 7 億 8,600 万円ほど増えているわけです。この増えた理由と、今後の補助費等の見通しについてお答えください。

（財政）財政課長

補助費等が増えた要因でございますが、先ほど申し上げましたとおり北しりべし廃棄物処理広域連合負担金、これが 4 億 1,000 万円程度増えております。そのほかに小樽駅前第 3 ビル周辺地区市街地再開発事業費補助金、これが非常に大きくて、7 億 1,800 万円増えております。これは臨時的なものというふうに考えております。

秋元委員

単年度ということで、来年度からはかなり減る。

（財政）財政課長

はい、そうでございます。

秋元委員

続きまして、義務的経費についてですけれども、これは人件費、扶助費、公債費というものが含まれていると認識しておりますが、まず平成 18 年度と 19 年度を比べますと、人件費は 1 億 9,000 万円ほど減っており、扶助費は 2 億 6,000 万円ほど増えております。あと、公債費も 4,000 万円ほど減っておりまして、全体的な構成比でいいますと、人件費、扶助費、公債費を合わせたこの義務的経費が、全体で 6.5 ポイント増えているという結果が出たのですが、実際に人件費や公債費は、年々減少していく傾向にあると思いますけれども、扶助費については、減らすことはきっと厳しいのだろうというふうに思います。

その上で、先ほども言ったとおり、歳出に関しては減らさなくてはいけないと思いますし、また歳入につきましては、増やしていかなければいけないと思うのですが、例えば 19 年度で見ますと、この義務的経費の構成比が 59.4 パーセントでして、経常収支比率で見ますと 67 パーセントになっております。かなり高い割合だというふうに思いますけれども、今後この義務的経費、これを抑制していったり、歳出を削減していくという部分では、どのような対策を考えているのか、お答えいただけますか。

（財政）財政課長

経常的経費、義務的経費は市長の答弁にもありましたけれども、低く抑えるということは短期間では難しい経費だと思います。委員がおっしゃったように、人件費、扶助費、公債費を義務的経費というぐらいですから、大変に必要な経費だと思います。そういう面では、歳出の削減というのは、義務的には難しいだろうということで、そうすると、比率ですから分母のほうをいろいろ増やす努力をしていかななくてはいけない、そうしますと、歳入の大宗を占める交付税の還元要望ですとか、あるいは税収確保対策を一生懸命やるとか、そういうことをしながら一般財源の確保に努めて、比率を抑えていく必要があると考えております。

秋元委員

財政も、今回いろいろとこの決算カードで勉強させていただきまして、非常に削るものもかなり削ってきたというふうに思いますし、厳しいとはいえ、今後、さらなる財政改善の努力をしていただければというふうに思います。

望洋シャンツェの利用状況について

今回、事務執行状況説明書の 121 ページの社会体育施設利用状況というところで、望洋シャンツェの利用人数が

平成 19 年度はゼロ人となっておりますが、過去 5 年間の利用状況を教えてください。

（教育）生涯スポーツ課長

過去 5 年間ということで、平成 15 年度につきましては 6,100 人、平成 16 年度が 3,067 人、平成 17 年度が 105 人、平成 18 年度が 408 人、平成 19 年度がゼロ人ということになっております。

秋元委員

平成 15 年度の利用人数が 6,100 人ということで、非常に驚いたというか、かなりの人が利用されていたと思うのですが、ゼロになった状況といいますか理由というのは、どういうことなのですか。

（教育）生涯スポーツ課長

平成 15 年度、16 年度については、北海道スキー選手権とか、地域の冬のスポーツということで、スノーワンダラランド in 望洋シャンツェというような事業がありまして、それに参加されている方が多数いらっしゃったということでございます。18 年度は北海道スキー選手権がございまして、このときには 408 名ということだったのですが、大会がなかったのが 17 年度と 19 年度ということで、17 年度については 105 人、19 年度はゼロ人ということになっておりますが、17 年度に大会がなくても 105 人の利用があったということは、小学校の遠足などで利用されていたということでございます。19 年度にゼロになったことについては、ジャンプ場の下のブレーキングゾーンというのが芝生のような状況だったのですが、大会がないことによって全く手入れをしていなかったという状況でございまして、小学生の遠足等に使うこともできなかったということが一つの要因かと思われま。

秋元委員

今後の利用についてなのですけれども、私も見てきまして非常にすばらしい施設だと思いましたが、あのままにしておくのも非常にもったいないと思います。今後、もっと市民の方や道内の方に利用してもらえようような努力など、何か考えていることというのはありますか。

（教育）生涯スポーツ課長

当然、ジャンプ台ですから、ジャンプ競技を行うというのが本来なのでしょうけれども、ジャンプ競技を開催するということになると、市の経費として大体 1 大会について 400 万円ぐらいかかるということがございます。平成 18 年度に行ったときには、スキー連盟のほうである程度、整備等をやっていただき、市の負担が大体 100 万円から 200 万円ぐらいで済んだということもございまして、4 年に 1 回ぐらい持ち回りでやるという話でございまして、これは近い将来またやるかということを考えております。それとあわせて、冬場の施設でございまして、夏場は全く未利用という形になっておりますが、これをいかに有効に使うかということ、今、研究しているところであります。民間の力もかりながら、冬であれば歩くスキー、スノーシュー、こういうようなレクリエーションスポーツ、また地域の特色を生かした何らかのイベントなども、あそこの会場でやっていければということで、今、いろいろと民間の方のお話を伺っているところでございまして。

秋元委員

わかりました。ジャンプ台ですから、特に冬が中心になるかとは思いますが、隣にはマリンヒルホテルもありまして、結構パークゴルフや、泊まりにくる利用客の方も多いと見受けられますので、ぜひもっといろいろな知恵を出していただいて、有効に利用していただきたいと思っております。

高橋委員

観光に関して何点か質問をしたいと思います。

決算説明書 171 ページの観光費の中から何点かお聞きをしたいと思います。

朝里川温泉について

まず初めに、整備事業費 420 万円とありますが、この説明をお願いします。これは朝里川温泉ですか。



（産業港湾）観光振興室藤井主幹

朝里川温泉の湯湯施設等の整備事業費ですが、これは、2号井の水中のモーターポンプの交換に要したもので、おおむね2年に1度くらい交換しており、その経費が420万円ということでございます。

高橋委員

もう一つ、その下の朝里川温泉の整備資金基金積立金というのがあります。この内容と目的を教えてください。

（産業港湾）観光振興室藤井主幹

朝里川温泉の整備資金基金というものがございまして、これは温泉の入湯税の一定割合を積み立てしております。過去には入湯税の7割、19年度からは5割なのですが、それを基金として積立てしまして、そのお金で、大きな施設の整備費の財源として充てていくという仕組みになっております。

高橋委員

それで、泉源がたしか3本あったかと思うのですが、その現況と、それから、今まで、朝里川温泉がスタートしてから現在までの主な事業費、これは今でなくていいのですけれども、後で資料としていただきたいのですけれども、これをまとめてほしいのですが、先ほどの泉源の状況について、まず教えていただきたいと思います。

（産業港湾）観光振興室藤井主幹

現状、朝里川温泉の給湯の現状をお知らせいたします。まず、場所としてはかんぼの宿の隣接地のところございまして、土木現業所の真向かいになります。今のところ、使っている施設は二つございまして、かんぼの宿のほうにあるのが2号井で、これが平成7年4月の供用開始でございます。もう一つは、ももとの土木現業所の真向かいの道路際にある新1号井で、こちらのほうは16年4月の供用開始でございます。委員のおっしゃっていたもう一つのほうは、そのちょっと山側というのですか、がけ側のほうに、この二つの温泉を混ぜて、1回入れて、それを施設のほうに配る配湯ポンプ室というコンクリートの四角いさいころみたいな建物があるのですが、その裏側のほうに1号井というものがございまして、こちらのほうは、もう今は使われていないということでございまして、使われていないのを含めると三つあるという状況になってございます。

高橋委員

次に、お湯を年間にくみ上げている量について、過去5年間の推移がもしわかれば教えてほしいと思います。

（産業港湾）観光振興室藤井主幹

くみ上げている量と、実際に施設のほうに配湯というか給湯する量というのは、必ずしも一致しない部分はあるのですが、温泉使用料の実績から説明させていただきます。

平成15年度が全施設で3万3,111立方メートル、16年度が3万4,090立方メートル、17年度が4万2,776立方メートル、18年度が4万1,646立方メートルで、19年度が4万1,011立方メートルになってございます。1立方メートル当たりは250円ですので、これに掛けていただければ、温泉使用料も出るという形になってございます。

高橋委員

今言われた1立方メートル250円という単価ですけれども、これはどのようにして決められた金額ですか。

（産業港湾）観光振興室藤井主幹

何かの原価計算みたいな積み上げで出したのかどうかはちょっとわかりません。条例では1立方メートル250円ということでは決まっているのですが、そもそもの250円というのがどういう積算だったか資料を調べてみないとわかりません。250円という料金そのものは、平成7年度からということで、その前は200円だったということでございます。後日、報告いたします。

高橋委員

心配なのは、この泉源が枯渇していかないかということです。それで、1本当たりどのくらいもつかは、その温泉の構造にもよると思うのですけれども、過去に聞きましたら、岩盤と岩盤の間にたまっている温泉を、小樽の朝

里川温泉はくみ上げているというようなことを聞いたことがあるのですが、それを考えると、これは無限ではないのだと思います。その 1 号が出なくなってしまうということで、2 号、3 号ということで掘っているわけですが、この辺については、現状どういうふうに判断しているのですか。

（産業港湾）観光振興室藤井主幹

一つの泉源というのですか、それでどれくらいもつかというのは、専門業者のほうでもなかなか判断がつかねるということは聞いているのですが、使用を中止したという泉源の 1 号井というのが、昭和 62 年に掘ったというふうに聞いておりますので、その後、平成 7 年に 2 号井、その後 16 年ということですので、そのときの温泉の使用量というのは、ホテルの数も昭和 62 年と今とでは違っており、使用量もかなり違っていると思いますので、その部分でも年限が延びたり、もっと入湯者が増えれば、使用量も増えるということになるので、なかなか 1 本当たりどれくらいというのは難しいと思います。

高橋委員

今、心配はそこなのですが、聞きたいのは、小樽市として、今度どういうふうにかこの泉源を考えていくのかということなのですが、ある程度計画性を立てていかなければ、お金もかかることですから、大変なことになると思うのです。また、その泉源をなくすわけにはいかないという状況を見ると、この辺の、ある程度アウトでも、おおよその将来計画が必要かと思うのですが、その点についてはどのように考えていますか。

（産業港湾）観光振興室長

ただいま主幹のほうから答弁いたしましたけれども、泉源については、いつ枯渇するかどうかというのがはっきりしない。ただ、掘った後に、たまった温泉をくみ上げるところから、管を入れていきますので、たまっていたところに動水位というのが出てきます、それが掘ったときの段階よりも、やはり使うと徐々に下がっていくという状態にはなっていないです。ですから、本当は、できれば、今は 2 本ありますけれども、1 本を休ませる、で、片方で供給する。また、片方休ませて片方供給するというのが、一番温泉を長くもたせる方法なのですが、現在の二つある井戸の 2 号井は、平成 7 年から供用しているのですが、温度が大体三十四、五度ございます。16 年 4 月から供用しているのが、温度が二十六、七度ということで、今、2 号井の古いほうの井戸を主体に送っているのですが、対外的には 16 年の井戸をバックアップする、そういう形式なのですが、どうしてもその二つを希釈しますと温度が下がる、送りますと 30 度くらいになりますので、各施設も今、原油高騰の中で、どうしても、加温することになりますので、そういう中では、やはり低い温度のほうを中心にして送ることはできないため、今は 2 号井を主体にして、新 1 号井のバックアップということでやっています。

実際に、今後の泉源の考え方なのですが、枯渇して、それで公共事業としての温泉供給を取りやめてしまうということは、やはりできないというふうに市長も考えているということで、将来的に、またそのような事態になったときには、新しい井戸は掘削するという考えであります。

それで、資金的な問題なのですが、朝里川の温泉整備資金基金というのは、19 年度末で約 6,000 万円弱あるわけなのですが、そのときの温泉の掘削場所によっては 3,000 万円、4,000 万円掘り当てられることもありますし、7,000 万円、8,000 万円かかることもありますので、実際のところ、井戸を掘るのに今どれだけかかるかという見通しは、現在立たないという状況です。

高橋委員

そうすると、今のところ具体的にこうするという計画はない。ある程度枯れてから考えるという、何か後退的な考え方と感じられるのですが、もう少し踏み込んだ考え方が必要ではないかと私は思うのですが、いかがですか。

（産業港湾）観光振興室長

朝里川温泉地域の中の市有地という、当然限定されてくるわけで、今の湯鹿里荘跡地とかになるのですけれど

も、泉源から半径 500 メートル以内の場所を新たに掘ることは温泉法の関係で制限がかかります。それで、実際のところ、どの場所で温泉を掘るかという考えもありますけれども、何というのですか、今の状態では、やはり井戸がかけたら直ちに考えていくということしかない、というふうに考えております。

高橋委員

わかりました。堂々めぐりになりそうなので議論はやめますけれども、いずれにしても、非常に大事な源泉なので、ぜひとも今後とも守っていただきたいということを要望したいと思います。

観光宣伝費について

もう一点、観光費の中の観光宣伝費という項目です。いよいよ観光都市宣言が行われて、今こそというそういう状況になったというふうに思っております。この中で、大きな金額を確認しますと、観光誘致促進事業費補助金と観光案内所運営費交付金のこの二つが、大きな要素を占めているというふうに思います。あともう一つは、宣伝物製作等経費ということで、327 万円ということですが、この、まず宣伝物製作等経費の内訳、内容を教えてください。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

宣伝物製作等経費の内訳でございますけれども、この経費につきましては、まず観光ポスターの増刷。現在、4 種類つくっておりますけれども、それを 1 種類 500 枚ずつという形で増刷しているものが 1 点、あと、外国語マップの増刷ということで、平成 19 年度につきましては、英語版と韓国語版を増刷しております。あとは、年 4 回の情報誌の発行ということで、「きらっと小樽」というのを 1 回につき 6,000 部つくっております。また、毎月の月間イベント情報も作成しており、経費の合計が、327 万 2,729 円になっております。

高橋委員

これは、ポスターとかマップということでしたけれども、この数で実際足りているのですか。その内容をちょっと教えてほしいのですけれども。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

ポスター、マップにつきましては、要望があった際に、例えばエージェン特ですとか、民間の方々、その他物産展などで使っているわけでございます。足りているかという部分につきましては、ポスターでいいますと、今つくっているポスターが、四季にまたがって、春夏秋冬となっておりますので、季節によってばらつきがあるようにはなっております。あと、外国語マップにつきましては、そのときの状況によって、若干不足が来すようなこともございますけれども、その辺は、極力そういうことがないよう増刷に努めております。

高橋委員

宣伝するには、やはりものが必要だと思いますので、私はこれでは足りないのではないかとこのように思っているものですから、来年度に向けて検討していただきたいと思っております。

次に、先ほど話をした観光誘致促進事業費補助金 884 万円があるわけですが、その補助金の内容と使用内容といいますか、どのように使われているのかを教えてくださいと思います。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

観光誘致促進事業費補助金でございますけれども、この補助金は、平成 19 年 4 月に小樽観光誘致促進協議会と小樽観光協会が統合し、それまで小樽市が事務局になっておりました観光誘致促進協議会の部分での観光マップの作成と観光誘致の各種事業が新しい観光協会のほうで実施されることになったことから、それまで担っていたマップの作成費とホームページの管理費、それと市のほうから職員の派遣をしておりますので、この派遣職員の手当の部分などを観光誘致促進事業費補助金として観光協会へ支出しております。

金額の内訳については、884 万 7,801 円のうち、マップの作成が 400 万円、あと、ホームページの管理、運営に 160 万円。残りの 324 万 7,801 円が職員の手当になっております。

高橋委員

観光案内所の運営について

もう一点、観光案内所運営費交付金を 850 万円支出しております。まず、案内所の箇所数と、それから、どこが運営しているのかということをお説明願います。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

観光案内所の運営についてでございますけれども、これは、実施主体としては観光協会が実施主体になっております。箇所数は、まず観光物産プラザの中に 1 か所、JR 小樽駅構内に 1 か所、浅草橋街園に 1 か所の 3 か所という形になっております。

高橋委員

年間どのぐらいの観光客がこの案内所を利用しているのか、数はわかりますか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

今、手元に、案内件数の数字を押さえておりますけれども、観光物産プラザ、小樽駅及び浅草橋街園を合計しまして、22 万 896 件の案内業務をしたと押さえております。

高橋委員

結構な人数が利用されているんですね。それで、お聞きしたいのは、数年前、この観光案内所の運営に当たって、観光客からクレームが入ったり、それから問題があったというふうに伺っております。それについての状況と、それからどのように改善したのか、あと現状と、その 3 点を教えてほしいと思います。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

観光案内所への苦情についてでございますけれども、現在のところ、この 3 か所については、私どものほうにも、また観光協会のほうにもそのような苦情が寄せられたというような状況にはなっておりませんが、市長の答弁にもありましたけれども、過去におきまして、小樽駅の観光案内所を観光ガイドのボランティアグループに委託した際に、やはり観光ガイドの業務と観光案内所の業務は、本質的に違うものですから、例えば小樽駅でございますと、観光客から列車などの時刻を聞かれるといった、本来、ガイドがやるような業務ではない部分の問い合わせなども多数寄せられてきていたことから、その辺の対応がなかなかうまくできず、若干問題、課題があったというふうには聞いております。

平成 18 年度は、そのような形でボランティアグループのほうに運営をお願いしてまいりましたけれども、19 年度からは、観光協会の直営に戻して、事業を運営しておりますので、現在のところそのような声は聞かれておりません。

高橋委員

観光案内所は、観光客にとっては窓口になるわけで、今後、非常に大事になってくるかと思えます。ましてや観光都市宣言をした市の窓口なわけですから。この質的向上をどういうふうと考えていくかということをお聞きしたいと思います。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

まず、この 3 か所の案内所の事務に従事している者なのですけれども、6 人でローテーションを組みながら対応しております。そのうち 5 人が、小樽案内人の 1 級を取得しており、残り 1 人につきましても、今後受けていくことで、まずは、小樽観光についての知識を身につけていくと聞いております。また、日々の業務の中で課題、問題がございましたら、それは日々のミーティングの中で解決していくような形にすると、観光協会からも聞いておりますし、あと、今後の観光案内所の機能拡充という部分につきましては、観光協会と今後話し合いをしていく中で、例えば外国語の対応がどうなのか、あと、おもてなしの部分、ホスピタリティの部分での対応がどうなのか、この辺につきましても、観光案内所だけではなく、小樽観光全体を考えていく中で、レベルアップを図るために

のようなことができるかを、今後話し合いをしてみたいというふうに考えております。

高橋委員

最後になりますけれども、予算及び基本構想特別委員会の基本構想に関する集中審議のときに、議論し、また要望しましたけれども、人的にも限りがある、予算的にも限りがあるとすると、選択と集中といっても、なかなか簡単にはできないだろうというふうに考えます。それで、基幹産業としてこれだけ成長してきたものを、どのように伸ばしていくか、若しくは具体的に動かしていくかというのが、これから大事になってくるかと思うのですが、教育委員会とのリンクとか、産官の具体的・戦略的な会議とか、そういう場が必要だということを訴えさせていただきました。

そういう観点から、さらに私は、企画政策室とのリンク、それから、話し合いのテーブルの場を持つことが必要ではないかというふうに考えているわけですが、観光振興室、それから企画政策室のそれぞれの御見解を伺いたいと思います。

（総務）企画政策室長

観光とのリンクということなのですが、既に産業の部分で観光は、小樽の基幹産業になってきており、観光産業というのは、小樽に人が入ってくるということで、大変重要な産業だと思っています。今後、さらに観光客が入ってくるとなると、やはり長期滞在で長く小樽にいてもらおうと、それには、小樽市内は見回っても、1日、2日で大体見終わるかと思われるので、そうするとやはり近隣の札幌、それから後背地の後志管内との連携というものが必要になってきますので、当然、企画としても観光産業、観光振興のほうに手を出していかなければならないと思っています。幸いにして、先日も観光圏整備法の質問が出ましたが、広域的にやっていかなければならないというのは、法律でもうたっておりますので、やはりその辺は人が集まる札幌や後志等との広域的な連携を進めていかなければならないと思っており、そういう方向でやっていきたいと思っています。

（産業港湾）観光振興室長

第3回定例会の最終日に議会のほうで決議をいただきまして、10月2日付けで観光都市宣言を行いました。何度も申し上げますけれども、平成18年4月作成の小樽市観光基本計画の中では、市民とそれから経済界、それから観光事業者、団体、そして行政と、そういうのがそれぞれの役割を果たしながら、事あるごとに一体で観光に取り組む。行政においても、観光振興室だけではなくて、今、御指摘のありましたとおり、庁内の関係するところというのは、それぞれ事業ごとにあると思います。例えば、旧手宮線沿線の場合にはまちづくり推進室とのかかわりといったいろいろな関係。それから、観光基本計画でも、四つの方向性の中で、今、観光基本計画に限りましては、時間消費型観光、それからホスピタリティの向上、このほかに、今度は港と海を活用した施策の推進も入っております。そうしますと、今度は産業港湾部の中の港湾室とのかかわり、これは部内になりますけれども、そういう関係もいろいろ出てきますので、さまざまな形で庁内連携を図って、観光振興には取り組んでいかなければならないと考えております。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時10分

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行します。

民主党・市民連合。

林下委員

国の行政改革について

昨日の市長の御答弁でも、赤字決算ということ踏まえまして、市民サービスにまで言及をしたということが新聞にも報じられておりますし、市長もついに公式の場でそこまで言ったのかとちょっと衝撃を受けております。そうした意味で、この平成 19 年度の国の予算執行方針の中でも地方財政の歳出改革、そして厳しく地方の歳出の査定をされているというふうに聞いておりますし、小樽市としても、国のこうした取組の方針に歩調を合わせて、人件費や投資的な経費、一般行政経費など各分野の歳出を厳しく抑制してきた結果が、この決算にあらわれたのだというふうに受けとめております。昨今の国の行政執行状況ということが、ニュースでいろいろ報じられておりますけれども、地方の努力に国は便乗して、国の財政再建を優先するあまりに、地方の交付税を削減したり、そうしているのと締めつけるという状況が、非常に顕著にあらわれているのだらうと思います。

しかし、国がそうした地方に求めているような努力をしているのかといえば、残念ながら、例えば人件費とか中央省庁の職員とか、そういったものを見る限り、決してそういうことが見られないというふうに思います。そうしたことで、国と地方の信頼関係というのは、極めて一方的であって、小樽市がいくら努力をしても、本当にその信頼関係というのが維持されていくのかということが心配になっております。その点について、まず財政当局のお考えをお聞きしたいと思います。

（財政）財政部長

信頼関係ということですが、どういうことを指すかということによるのかと思います。何と云っても、私もやはり平成 16 年度に行われまして三位一体の改革による衝撃は大変に大きくて、その傷がいていないといえますか、回復し切れていないということがあります。その部分での国のとった措置については、今後も復元に向けて、物は申していかなければならないというふうには思っております。国の改革努力のお話もありましたけれども、詳しくは調べておりませんが、確かにいろいろな面で改革が遅れているというのは、地方六団体の共通した意見でございます。6 月にも全国市長会で決議をいたしておりますけれども、国の行革の歩調が、地方よりは相当遅れているので、その部分については、断固行ってほしいということを申し入れておりますので、思いとしてはそういうことでもあります。

林下委員

これだけ、小樽市としてもいろいろな厳しい努力を続けてきたということ、やはり国にもしっかりと認識してもらって、本来、措置されるべき財源というのをしっかりと確保していただくことがなければ、やはり小樽市の財政再建も、ただ努力、努力だけでは、あり得ないのではないかと思います。今、部長の御答弁にもございましたけれども、これからもしっかりと国に対して主張をしていただくという努力を続けていただきたいと思います。

職員手当について

次に、各会計決算説明書の中に、人件費は 1.6 パーセント減ということで説明されておりますけれども、給与費明細書で、職員手当の額は多項目にわたって示されておりますけれども、手当の額が前年度と比較してどのような増減があったのか、お知らせ願いたいと思います。

（総務）職員課長

平成 18 年度と 19 年度の職員給与費の比較ということでございますけれども、まず、これは補助事業による事業費支弁の人件費というのがございますけれども、これを外した形で、一般会計で説明したいと思います。

まず、給料につきましては、18 年度と 19 年度におきまして、給料のベースが違ってございます。18 年度につきましては、従前の給料表に 7 パーセントの独自削減をしておりました。それに対しまして、19 年度は給与構造改革に基づく新しい給料表を入れまして、これを入れただけで平均 4.8 パーセントの減ということに加えて、独自削減を 5 パーセントということで、トータルでいきますと約 10 パーセントの減ということを行っております。もちろ

ん、給料表のベースが違いますから、単純に以前の 7 パーセントカットと今回の 10 パーセントカットを比較して、ただ 3 パーセントの差ということにはなりませんけれども、そういった違いがございます。さらには、職員数も落ちてきておりまして、一般会計で言いますと、60 人ほど職員数が落ちております。このような要因がございまして、給料につきましては 2 億 8,000 万円ほどの減ということになっております。

それから、手当につきましては、16 項目ほどございますので、その中で削減効果の大きいものについて説明したいと思っておりますけれども、まず一つは、時間外勤務手当です。これにつきましては、実際に執行された額が少なかったということで、1,400 万円ほど落ちてございます。それから、特殊勤務手当につきましては、従前 77 項目ほどありました特殊勤務手当を 21 項目に整理をしておりますので、そうしたことで 3,900 万円ほどの減ということになっております。それから、寒冷地手当につきましては、16 年度の人事院勧告で段階的に、5 年をかけて単価を落としていくということになっておりまして、今、途中経過でございますけれども、それで、この寒冷地手当につきましては、2,600 万円ほどの減ということになっております。それから、期末手当と勤勉手当につきましては、給料のはね返りがありますし、また、職員数も落ちておりますので、1 億 800 万円ほどの減になっております。最終的に手当につきましては、1 億 5,000 万円ほどの増となっているのですけれども、これは、退職者の人数が、18 年度と 19 年度を比べますと、一般会計で 21 人増えておりまして、そうしたことでちょっと退職手当の影響が出まして、1 億 5,000 万円ほどの増ということになっております。

それから、共済費ですけれども、これにつきましては負担金率が上がっているのですけれども、ただ職員数が落ちていることとか、それから、給料が下がっていること、こうしたことが影響しまして、共済費につきましては 6,200 万円ほど落ちてございます。

トータルで、給料と諸手当のすべてを足した効果を見ますと、1 億 9,500 万円ほどの減となっております。

林下委員

増の要素になったのは、退職者が増えたということで、それ以外は、すべて減っているということで理解をいたしました。それで、恐らくこれも国からのいろいろな指導があつてのことだと思つてはおりますけれども、今の御説明を伺って、事実上、毎年職員が減っているのに、市の全般の業務量がそれほど減っているわけではないとすれば、どうやってこの仕事をこなしてきたのだらうと、俗に言えば時間外の作業が増えているのではないかというふうに思うわけですが、時間外勤務手当も減っているということですから、その関係についてもう少し詳しく教えていただければと思います。

（総務）職員課長

時間外勤務につきましては、これはまず根本にございますのは、職員の健康管理ということで、むやみやたらに増えていってはいけないということがございます。またさらには、国、道からも時間外の縮減というようなことを言われておりますし、また、財政再建推進プランの中でも、事務事業を見直して時間外勤務を抑制するといったようなこともうたわれております。

また、実態としても、今、委員からは業務量が落ちていないのに職員数が落ちているので、過重がかかっているだらうというようなお話がございましたが、実は、18 年度と 19 年度の 1 人当たりの時間外勤務は、平均で見ますと 18 年度も 19 年度も 7.5 時間程度ということで、特に時間数も変わりはありません。ただ、経年でいろいろ見ますと、その時々で、例えば災害があつたりとか、あるいは記憶に新しいのはアスベスト対策があつたりとか、そういった突発的なことがございますと、やはり時間外勤務というのは増えますので、そうした年度のいろいろな事情というのを勘案して、その時々適切に対処しているという状況にございます。

林下委員

ちょっとしつこいようではありますが、こうしたことに伴って、サービス残業とか、そういう実態はございませんか。

（総務）職員課長

時間外勤務につきましては、当然のことながら、必要な時間外勤務は、きちんと時間外命令をかけて行っておりますし、いわゆる今お話に出ているようなサービス残業というようなものを市のほうが奨励しているということは、もちろんございませんし、適切に運用されているというふうに思っております。

林下委員

理事者からサービス残業があるなんていうことになると、大変なことになりますので、そういうことで受けとめておりますけれども、ただ、私どもにすれば、夜遅くまで市役所の電気がついているところが結構多いと認識しておりますので、あまりそういうことを言えば、電気を消して仕事をしなさいという話になるかもしれませんので、そこは、今、労働行政はいろいろな項目で、いろいろな問題が発生しておりますので、行政がやはりそういうことを指摘されることのないように、十分に注意をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

移住促進事業について

次に、移住促進事業に関係いたしまして、この事業は平成 17 年 4 月から、専用のホームページを開設したり、いろいろな首都圏での PR 活動あるいはイベントでの相談コーナーというようなものも努力をされてきたということで報告をされておりますけれども、相談件数も減少傾向になっているということについて、どう分析をされておりますでしょうか。

（総務）企画政策室阿部主幹

本市の移住促進事業についてでございますが、今御質問がありましたように、平成 17 年度から企画政策室に移住窓口を設置しまして、本格的に進めているところでございます。当市は、北海道が進めている移住促進事業と並行しながら進めてきたという経緯がございます。その中で、北海道のほうでは、17 年 3 月に首都圏の 50 代、60 代のいわゆる団塊の世代を中心にして、約 1 万人を対象にアンケートを行い、調査の結果を基に、17 年度と 18 年度を集中取組期間として、移住情報の発信や受入れ態勢の整備を図ってきた、こういった経過がございます。それまでは、道も市町村も移住ということに関して専門の部署もなく、事業を進めてきたわけでございますが、恐らく東京や大阪をはじめとする大都市圏への PR 効果ですとか、団塊の世代の北海道へのあこがれ、そういったものによる需要が 17、18 年度はうまくマッチして、相当の相談件数があったと見ております。

19 年度につきましては、御指摘のとおり相談件数は若干落ちておりますが、それは、今申し上げたようなものが一段落したのと、市のホームページによる移住専用サイトの存在なども PR 活動で浸透してきまして、それによって必要な情報が得られてきているといった見方もできると思いますので、たまたま 19 年度の相談件数が減ってはおりますが、これまで行ってきました事業の効果が上がっていないというふうには私どもは考えておりません。

また、実際に移住してきた方々の人数につきましても、確かに数字だけで見ますと伸びてはいない状況であります。移住する方々にとりましては、自分の生活拠点を全く新しい場所に移すわけでございますが、非常に重要な決断になる。ですから、そう簡単に移住というものを決められるものではないというふうに考えてございます。また 19 年度決算としまして 6 件、16 人ということで数字を上げてございますが、実際には 1 年たってから、1 年前に小樽に来ていたということもありますので、ひょっとしたら、この数字も後で増える可能性もあるかもしれません。いずれにしても、事業としてもまだ始めてから三、四年でございますので、すぐには効果の出る事業ではないというふうに私どもも思っておりますので、長いスパンで進めていきたいと思っております。

林下委員

道内の市町村の状況を見ますと、例えば伊達市では、相当予算も大きくついておりますし、やはりいろいろな形で成果も大きく上げているということでありまして、本市の場合は、大変限られた予算の中で、実績を上げると言われても、なかなかすぐには結論が出ないかもしれませんが、やはり定住の促進というのは、小樽市にとっても非常に重要な課題でありますので、今後、予算措置あるいは今後の対策といいますが、そういうものを検討されてい



る部分があれば、聞きたいと思います。

（総務）企画政策室阿部主幹

予算につきましては、平成 18 年度、19 年度に 30 万円ずつで、今年度は 24 万円ということで、措置しております。現在、市内の事業者で構成する研究会を立ち上げ、さらに積極的に進めるということで取り組んでおりますが、先ほども言いましたように、移住はなかなか何百人も一気に来るといような仕組みにはなっておりませんので、それにつきましては、一気にということではなく、長期滞在から行ってもらうような対策をとってまいりまして、少しずつ小樽を知っていただき、移り住んでいく方を少しずつ増やしていきたいということで、今、研究会のほうでは長期滞在というものをメインに置いて事業を進めているところでございますので、そういった事業の効果というものも見ていきたいと思います。

林下委員

中小企業等振興資金制度について

次に、小樽市の中小企業への融資についてなのですが、経済常任委員会のほうでも議論をさせていただいたのですが、24 か月連続して小樽市の企業倒産が続いている、こういう現状を踏まえて、この中小企業等の融資の弾力的な運用というか、そういう融資をすることができないのかという点について、伺いたいと思います。

（産業港湾）産業振興課長

市の制度融資につきましては、いわゆる協調融資という形をとっておりまして、一定の計算式に基づき、融資の原資を金融機関のほうに預託いたしまして運用されております。商工費が、約 18 億 7,500 万円の決算となっておりますけれども、このうちの約 87 パーセントをこの融資が占めており、大変に大きなウエートとなっております。ただいま、倒産のお話と弾力的な運用ができないかという御質問がございましたが、融資制度は不変ではございませんので、その時々々の経済状況などを見ながら融資制度を見直してきている、そういう状況でございます。ただ、なかなか大もとの預託制度という骨格を変えるわけにはいかないわけですが、それぞれの融資制度の中にある、資金の融資限度額あるいは融資の期間、利息、そういったものは、その時々々の経済状況に応じて見直す必要があるのではないかとこのように考えております。

特に昨今、原油あるいは石油製品が高騰しまして、市内の中小企業の皆様も収益が圧迫されるなど大変に厳しい状況になっておりますし、昨日発表されました日本全国の景気動向を見ましても、5 年数が月ぶりで後退の局面に入ったというような状況でございますので、今後、私どもも今の融資制度のあり方がこのままでいいのかどうか、そういったことは十分見極めていきたい、検討を加えていきたいというふうに考えているところでございます。

林下委員

制度的な制約とか条件については、今、御説明をいただきましたので、理解するところでありますけれども、一定の不用額も生じておりますし、今後、制度の見直しなどを含めまして、何とかこういう危機的な状況を回避するためにも、そういう運用の拡大というものをぜひ検討していただきたいと思います。

教育旅行誘致促進実行委員会負担金について

次に、教育旅行誘致促進実行委員会負担金についてお尋ねをしたいと思います。予算額の半分ぐらいしか使われていないということで、誘致実績と取組の経過について、御説明をお願いしたいと思います。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

まず、予算の執行が半分ということでございますけれども、平成 19 年度予算計上時には、市といたしましては、北海道市町村振興協会の助成金を市が受入先となって、それを財源にして、100 万円を実行委員会に支出する予定でございましたけれども、市町村振興協会からの助成金の受入れが実行委員会へ直接という形になりましたので、市から 50 万円、振興協会のほうから 50 万円を実行委員会においては収入しておりますので、支出を半分にしたという押さえにはなっておりません。

まず、誘致の実績でございますけれども、宿泊でいきますと、18 年度は、教育旅行のほうは 306 校が参りまして、宿泊者は 2 万 7,179 人、19 年度は 294 校が来まして、2 万 6,926 人になっております。19 年度の傾向といたしましては、道内からの教育旅行の生徒は 700 名ほど減少しておりますけれども、そのかわり道外のほうが 450 名ほど増えているという状況になっております。道外のほうで特に増加しているのは、近畿地方、中国地方、九州地方が顕著になっております。

今までの取組といたしましては、17 年度から、教育旅行のためのガイドブックやパンフレットの作成、あと関東圏、大阪、九州地方の各学校へのキャンペーンなどを通じまして、教育旅行に小樽がコースに入るような誘致活動を進めているところでございます。

林下委員

教育旅行の誘致というのは、小樽市の滞在型観光の定着と、あるいはリピーターを増やすという意味でも、非常に重要な要素だと思いますので、さらに積極的に取り組んでいただくということで、予算を余すのではなく、余せば削るというようなことになるのかもしれませんが、ぜひ今後そういうことで、取組を強化していただきたいと思います。

コンテナヤードの整備事業について

それで、次に移りますけれども、コンテナヤードの整備事業について、これもヤードの拡張や中国の定期船が増えたということで措置されたものでありますけれども、これも不用額が生じておりますが、この原因について御説明をお願いしたいと思います。

（産業港湾）事業課長

港町ふ頭のコンテナヤードの整備事業についてでございますが、この事業は、中国定期コンテナ航路が平成 19 年 3 月から週 2 便体制になったことに伴いまして、コンテナヤードを拡張するために、既存ヤードの山側の荷さばき地に新たにネットフェンスと出入り用のゲートを設置するといった事業でございますが、事業実施に当たりまして、この設置したゲートですが、当初は新品を購入して設置するという計画でしたが、他のふ頭で使用しなくなったゲートが放置されておまして、これを一部改造することによって使えるということで、経費の削減を図ったということが一つ、それから入札差金が生じたということで、この二つの要因により、当初計画どおりの事業の実施内容ではあります。結果として予算額 1,000 万円に対して 430 万円の減、570 万円の決算額ということになってございます。

林下委員

そうしますと、これは国からの補助金という形で整理されているという理解でよろしいのでしょうか。

（産業港湾）事業課長

本事業につきましては、国の補助事業ということではなく、全額ふ頭用地整備事業債という起債で充当しておりますので、国の補助金が入っておりません。

林下委員

行政不服審査委員会について

質問をかえます。行政不服審査委員会が 1 回開催されておりますけれども、その内容と経過について御説明をお願いします。

（総務）総務課長

行政不服審査委員会は、市長の補助機関として設けております各種委員会の一つでございます。委員としては、委員長が副市長、あと総務部長、その他市の職員の 13 名で現在構成しております。担当事務としましては、市長に対して行われました行政不服申立ての審査をしております。それで、平成 19 年度にあった 1 件につきましては、固定資産税・都市計画税の賦課決定処分、これについての異議申立てでございます。審査会の中で審査をいたし

ましたところ、内容的に法に基づいた手続が適正に行われており、違法とか不当な手続はしてございませんということで、棄却という形で決定をしたものでございます。

林下委員

法に基づいて適正に委員会が結論を出したということで、受けとめましたけれども、過去、この行政不服審査委員会というのは、どの程度開催されているのでしょうか。

（総務）総務課長

平成 19 年度は 1 件、18 年度はなく、17 年度には 3 件ございました。20 年度についてはまだございません。年に 1 件もない年もありますし、あって一、二件が最近の状況でございます。

林下委員

朝里川温泉の復旧工事について

朝里川温泉スキー場の土砂災害の復旧工事の関係なのですが、これは、国の予算措置に基づいて、北海道が工事を担当しているというふうに理解をしているのですが、小樽市の防災対策として、これにどのようにかかわって、現在はどのような進ちょく状況になっているのか御説明をお願いしたいと思います。

（総務）黒澤主幹

平成 19 年 4 月 30 日に発生いたしました朝里川温泉スキー場沢川の土砂災害にかかわる復旧工事ということの御質問でございますけれども、災害の当初におきましては、土砂の流出が、断続的に非常に続いたということもございまして、朝里川温泉の住民の生命・財産に被害が及ぶことを未然に防ぐため、朝里川への土砂の流出、流入防止、また市道の損壊防止など、早急に応急対策を講じる必要があると判断いたしまして、市といたしまして応急対策を実施したというものでございます。もう実施しましたが、土砂災害を防止するための根本的ないわゆる対策、これは市独自ではなかなか難しいということでございまして、国、北海道に対しまして、土砂災害防止対策の実施を要望いたしました。

これが採択されまして、昨年 8 月から、北海道によりまして災害関連緊急砂防工事が施工されております。今年 3 月までに全体としては 2 基の砂防ダムが完成しております。今年度につきましては、その部分に関連する工事が実施されております。さらに来年度に、もう 1 基砂防ダムを建設する予定になっております。これが砂防工事ですけれども、これに合わせまして、さらに延長部というか、発生場所の部分の斜面の崩壊を抑えるために、後志支庁の朝里川温泉スキー場沢川復旧治山事業が今年度から実施されております。これは、22 年度までの 3 か年という計画でございます。これにつきましては、治山ダム 8 基、さらに土どめ工が 5 基、さらに水路工、その他のものの工事がなされることになっております。

これらの工事が 22 年度に完成することによりまして、新たな斜面崩壊や泥流の抑止が図られ、地域住民の安全が確保されるのではないかと考えております。今後のことにつきましても、随時我々で確認してまいりたいというふうに思っております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

大橋委員

教育公務員給与について

まず 1 問目は、教育公務員給与について、小樽市の財政の中に、42 ページに教育公務員という項目がございます。教育公務員というのは、小樽市においてどういう職種についている方々を指すのですか。

（財政）中田主幹

この数値につきましては、国が定める決算統計の範ちゅうなので、私のほうから答えさせていただきますけれど

も、ここでいう教育公務員というのは、教育公務員特例法に定める内容で分類されているのですけれども、具体的には、指導主事及び社会教育主事などがこの分類に入ります。小樽市で言いますと、指導室の 5 名の方と社会教育主事 1 名の方の平均給与という形になってございます。

大橋委員

いわゆる教員ではなく、用務員や事務の方はどういう分類に入るのですか。

（財政）中田主幹

そういう方々は、ここでは一般事務員に分類されております。

大橋委員

6 名の方だけということになると、ちょっと質問をしにくいところがあるのですけれども、というのは、この教育公務員の平均給与月額等の状況という中で、全道の中で小樽市が一番高いのです。結局、札幌市などみな小樽市より低く、逆に平均年齢が高いのかと思ったら、小樽市の平均年齢が 44.8 歳で、これはほかのところとほとんど同じであり、そういう状況の中で、小樽市の給与が一番高いという表が出てきたものですから、どうしてこういうことになったのかを尋ねたのですが、たった 6 名ということでもうも困っていますけれども、お答えください。

（財政）中田主幹

今答弁しましたように、小樽市で言うと 6 名でして、そのページの前の 40 ページに各市町村の人数を記載させていただいております。小樽市 6 名、札幌市 51 名、旭川市 40 名、函館市 5 名、釧路市 8 名、以下帯広市、苫小牧市、江別市、北見市ということで、限られた人数の方々の平均給与ということになっております。小樽市が高い理由なのですけれども、詳細に数として比較はしてございませぬけれども、小樽市において指導に携わる職員の役職等が、ほかの都市と構成や割合が違うのではないかというふうに思われます。

大橋委員

わかりました。この質問については、そういうことで理解をいたします。

通学助成費について

次に、いわゆる通学助成費にマイクロバスやスクールバス、それからバス通学助成等があります。これについて質問するのは、この分野が、年度によって金額が非常に増えたり減ったりと、でこぼこが生じています。これはいろいろな改正が行われている結果ということは、承知しておりますけれども、まず、マイクロバスの運行経費が、平成 18 年度のときには 243 万 7,147 円だったのですが、これが 19 年度のときは 915 万 9,148 円というふうに、非常に大きな金額になり、かつ 20 年度のときにはまた 200 万円台に戻っているわけです。この 18 年度と 19 年度のマイクロバスの運行費の差が、その制度の内容とか運用によるものなのか、どのような形で生じているのか教えていただきたいと思います。

（教育）学校教育課長

マイクロバスの経費の関係でございますけれども、決算説明書にもマイクロバス等運行経費ということで書かれておまして、この内訳といたしますのが、従前から運行されている忍路中央小学校に運行しているマイクロバスの経費と、昨年の 10 月から新たに運行しました銭函小学校と長橋小学校のスクールバスの二つの経費が入っております。

それで、その内訳としましては、従前の忍路の部分が約 235 万円、長橋、銭函分が拡大した部分で約 680 万円という内訳になっております。

大橋委員

そうすると、今回のスクールバスの運行が銭函と長橋で行われたのですから、このマイクロバスの経費というのがスクールバスの経費のほうに振りかえられたという解釈でいいのでしょうか。

（教育）学校教育課長

平成 19 年度はマイクロバス等という形で両方の経費が入っているのですが、決算書の 200 ページを見ていただくと、この上段の部分で、スクールバス運行経費ということで、これは 20 年度以降の債務負担分が記載されていますけれども、20 年度以降については、いわゆるマイクロバスの経費プラススクールバスの経費ということで、別建てで明らかになっています。

大橋委員

バス通学の助成のほうなのですが、これが平成 18 年度から 19 年度にかけて倍のペースで増えているのです。そして 20 年度においては 19 年度の 3 倍の予算になってきている。これについては、どういう経過でここまでの金額に増えてきているのですか。

（教育）学校教育課長

バス通学助成費につきましては、従前、小学校 2 キロ、中学校であれば 3 キロの通学距離があって、バスを利用して通学されている子供について、冬期間 2 分の 1 の助成を行っていました。それが平成 19 年度、スクールバスの長橋小学校と銭函小学校の運行に合わせて、通年の全額助成に変えました。その関係で、19 年度は途中から上がり、20 年度はそれが通年で計上されていますので、予算額としては上がっております。

大橋委員

2 分の 1 の助成と通年の差はわかったのですが、金額の部分においては、平成 19 年度決算が中学校費で 235 万円なのが、20 年度は中学校費の予算が 642 万円、それから小学校費が 118 万円というふうに、今の御説明だけでは納得できない範囲の増え方なのですが、結局飛躍的に通学で助成を受ける数が増えたのか、それからまた、小学校の予算はかつてなかったからなのか、その辺について御説明をお願いします。

（教育）学校教育課長

平成 20 年度の予算説明書を持ち合わせていないのですが、予算を作成する際には、既存の児童・生徒の分は積算できるのですが、新 1 年生の部分が算定できないもので、とりあえず過去数年の平均値を出して積算しております。

大橋委員

ちょっと数字的には納得できる部分ではないので、後で教えてください。

今、このスクールバスが運行されたのですが、利用に当たって、スクールバスに違う学校の生徒が乗るということはあり得るのでしょうか。

（教育）学校教育課長

あくまでもそれぞれの学校に通学するためのスクールバスなので、ほかの学校の生徒が乗るということはありません。

大橋委員

といいますと、現在スクールバスを利用している学校は、どこになりますか。

（教育）学校教育課長

忍路中央小学校と長橋小学校、銭函小学校です。

大橋委員

いわゆる J R 北海道バスと中央バスの借り上げということですが、忍路中央小学校、長橋小学校、銭函小学校それぞれでスクールバスの経費というのは相当違うのですか。

（教育）学校教育課長

忍路中央小につきましては、直営でマイクロバスを運行しております。この経費につきましては、先ほど答弁したとおり約 235 万円かかっております。この中には、運転手の嘱託報酬と、燃料や維持管理経費が含まれておりま

す。それと、銭函小と長橋小については、内訳を持ってきていなかったのですけれども、両方合わせて 680 万円という金額がかかっております。運行形態につきましては、それぞれ受託業者のバスを使用して運行しておりまして、長橋小については 55 人乗りバスが 2 台、銭函小学校につきましては 55 人乗りバスが 3 台で運行しております。

大橋委員

680 万円という金額の目安が出たのですけれども、この目安を聞いたのは、いわゆる統廃合問題の手宮小学校の説明会のときに、一時は、保護者の関心は、スクールバスがどういう経路で運行されて、どういうふうにご利用されるかということに集中していたのです。そういう部分で今後の統廃合を考えると、相当スクールバスを運行することが統廃合の説明の整理の中に入ってくると思うのですけれども、現在のペースで結局統廃合を考えていくとすると、例えば 10 校がいわゆる統廃合で残りますということになった場合には、3,000 万円から 4,000 万円ぐらいのバス運行経費がかかるということになると思うのですけれども、統廃合のときに、それに対してスクールバスで対応していくという基本方針、そういうことをお持ちで統廃合計画を進めていくのでしょうか。

教育部川田次長

統廃合を進めるときに、全部スクールバスで対応していくのかという御質問でございますけれども、ただ今回、7 月に地域懇談会に行った際に、すべてスクールバスが是かということでもなかったような気はしております。ですから、それはその地区にあわせ、これから私どものほうで計画をつくって、ブロック単位でそれぞれの地域の方と話をし、その中で決めていくものだというふうに思っております。

それから、あとスクールバスの経費につきましては、前の手宮小のときは、自前のバスで自前の運転手でというふうにご考えてございましたけれども、今回のスクールバスについては、先ほどもお答えいたしましたけれども、受託業者のバスを利用するという事になってございますので、それも含めて、それは地域の中で協議していきたいと思っております。

大橋委員

模範的な回答をいただきましてありがとうございます。具体性が私ちょっとイメージがわきませんけれども。

指導室について

それから、指導室の問題について質問しますが、これは、事務執行状況説明書で 112 ページに指導室がありますが、管理職研修会、教員研修会、初任者研修会について、それぞれどのようなことをしているのかお答えください。

（教育）指導室主幹

まず、管理職研修会についてですが、あおばとプランの推進にかかわっての内容と、警察から職員の方に来ていただいて、情報モラル等の学校安全にかかわる研修、それと道徳教育にかかわる研修、それと職員のメンタルヘルスケアにかかわる研修等を行っております。また、あおばとプランの実践事例集に基づく交流会も行っております。

それと、教員研修についてでございますが、これについては、スキルアップ講座と課題別講座というふうに分けておりまして、スキルアップ講座の中では、生徒指導の機能を生かした学級経営や博物館を活用した学習指導、合唱指導や読書指導、版画指導等になっております。課題別講座としましては、キャリア教育にかかわる内容、特別支援教育にかかわる内容、小学校の英語活動にかかわる内容等でございます。

初任者研修につきましては、初任者を対象としたものなのですけれども、これにつきましては、教員スキーク講習会、また水泳講習会、あと初任者による実践交流、あと中学校の初任者が小学校に、小学校の初任者が中学校へ行く異校種間の交流等も行っております。

講演会につきましては、生徒指導にかかわる講演会を 2 回行っておりまして、これにつきましては、いじめ防止等にかかわる講演ということで行っております。それと、教育課程にかかわる講演ということで、法令に基づくものということで行っております。

大橋委員

研修会の参加の仕方というのは、義務的にもう決まっていますか、希望することによって参加するのか、その辺はどうなのですか。

（教育）指導室主幹

管理職研修については、おおむね自治体の研修で義務的に行われているものが多くあります。あと、教員研修にかかわりましては、それぞれの課題等がありますので、希望により参加するという形になっております。初任者研修につきましては、おおむねが決まっているということになります。

大橋委員

それで、研修は、いわゆる教員のいろいろな面でのスキルアップということで研修を行っているのですけれども、全国的に、今、問題になっているのが、指導力不足教員という形で出てくる教員層があって、そしてそれに対して、各地で指導力不足教員に対しての研修会とありますが、そういうようなことが行われているというニュースが聞こえてきますけれども、小樽において指導力不足教員の現状はどうなっているのか、それに対して、対応はどうなっているのですか。

教育部川田次長

今、大橋委員がおっしゃいました指導力不足教員というのは、北海道教育委員会のほうで、そういった調査を毎年してございます。小樽市教育委員会にも、当然毎年そういう調査が来て、そういう教員がいれば、申請をするといいますが、道教委のほうに上げて、その中で研修をして、それを是正していくという制度がございまして、ただ市教委の中では、今はそのような指導力不足の教員はいないということで北海道のほうには報告しております。

大橋委員

わかりました。小樽には指導力不足教員といわれる存在は今いないということですね。

それで、講演会なのですけれども、これは3回行われていますが、やはり新しい教育の方向ということに対して、非常に影響力といいますかインパクトというか、そういうものを与えられるような講演会にすると思うのです。それで昨年、東京の民間校長として有名な杉並区立和田中学校の藤原前校長先生を小樽に呼ぶということで、青年会議所が動きまして、それでその前段の関係者の方の講演はやったのですけれども、御本人のときは小樽の潮まつりと日程がぶつかりまして、できなくなりました。それで、藤原先生は大阪府の教育相談役か何かになられて、多忙なのでどういうふうになるのかわからないのですけれども、今年もこれから民間サイドで呼ぼうということで、具体的に再度動き始めておりますが、その場合に、教育委員会のほうでも、やはり民間サイドは一般市民対象ということでやるわけなのですが、せっかくそのときに来るわけですから、そうしましたら教職員に対しての講演会というように2回講演してもらおうとか、そういうような形を考えられるかどうか。それから、そのように藤原先生を呼ぶ場合に、教育委員会として後援又は共催という形で御協力がいただけるかどうか、その辺はいかがでしょう。

（教育）指導室主幹

そういう講演が各学校又は教職員に対して必要なものであれば、周知等をして参加を呼びかけたいということは考えています。ただ、個別に呼んで講演をいただくということになりますと、著名な方になればなるほど費用が多くなるものから、予算的なものからいって、なかなか難しいという現状ではございます。

大橋委員

民間の計画を今わざわざ話したのは、小樽市における教育委員会の講演会という中では、講師の費用のかからない形での講演しかできないということは、十分承知しております。ただ、小樽市の教育の、教員の意識を変える、そういうような部分からいいますと、日本の教育を今動かそうとしている著名な方の話を聞く機会を民間が設けた

ときに、教育委員会として積極的に参加できるかどうかということです。

教育部長

委員が御承知のとおり、さまざまな団体が教育問題を課題にした講演会、講演会よりももっと進んだワーキングとかさまざまなものを開催していただいています。私どもも当然その内容を、一定の判断はさせていただいてますけれども、小樽市の教育にとってあるいは市内の教員にとっても、中身の判断は別にしても、ぜひやはり知識として聞いておくべきというものもございますので、できるだけ、教育委員会としての後援なりあるいは教員に参加を呼びかけるといったことも必要であろうというふうに思いますし、働きかけていきたいと思っています。ただ、現状で、例えば市教委の主催事業として取り組めるかどうかということについては、予算の面は別にしても、一定程度の年間の事業計画等を立てている経過もございますので、この場で主催団体にうんぬんということについては、ちょっとお答えできない部分がございます。

大橋委員

教育研究所の教育相談について

次に、教育研究所の教育相談の活動状況についてお尋ねしますけれども、教育相談の活動状況はどのような中身になっていますか。

（教育）指導室主幹

平成 19 年度の教育研究所における教育相談について、件数は 38 件ございまして、主な相談内容としましては、学校、教師への不満、不信というものが最も多くなっております。それと、不登校又は怠学、それからいじめに起因する不登校、それと養育の悩み等がございます。

大橋委員

今言われた内容ですが、これは結局教育相談として受けてきた部分なのですね。そうすると、それ以外に同じような教師への不満とか不信とか、そういう問題については、あとどういうところに寄せられているのでしょうか。

（教育）指導室主幹

多くは、指導室のほうへ来ております。あと、ふれあい教室、適応指導教室のほうに、不登校の関係が来ております。

（教育）指導室長

ちょっと補足させていただきますけれども、教員の指導に対する苦情等は、まず、校長のほうへ行きます。その対応によっては、また指導室のほう、それから、今、主幹のほうから話しました研究所のほうになります。そのほか、スクールカウンセラーも配置しておりますので、スクールカウンセラーのほう、それから教育研究所のほうは電話相談や面談もやっておりますし、新しく電子メールによる相談も設けてやっておりますのでございます。

大橋委員

これは、私が確認をとった話ではないので、逆にお聞きするのですけれども、北山中学校で、校長が途中で辞任をしまして、一応、教頭が校長にかわって就任したということですが、それが、親からの突き上げに遭うというトラブルがあったという話が P T A 筋から聞こえてきたのですが、それは、事実の確認として、そういうことがありましたか。

教育長

今の件ですけれども、校長が校内のいろいろな諸問題の対応に当たりまして、体調が不十分であり、プライベートにかかわりますけれども、特に血圧等にいろいろな不安を持っているということで、このままでは続けられないのではないかと、御本人が辞退いたしたいというものですから、私どもとしましては、そのような現状を後志教育局と道教委が任命権者でございますので、相談した結果、そのような人事をさせていただいたものでございます。



大橋委員

今の件については、わかりました。

学校間の情報共有について

これは、今後のお願いなのですが、いわゆる教員へのトラブルとかいじめとか、いろいろな問題が、指導室にも来る、それから校長のところに来たりカウンセラーへ来たり、いろいろな場面があるということは、よく理解できました。ただ、近ごろの親というのは、ちょうど三十五、六歳ぐらいが中心の世代なのでしょうけれども、その上やその下の世代と全然違うようで、全く理解できない思考方法を持つ世代だというふうに聞いており、第一線でぶつかってこられている教員が結構大変だと思うのです。やはり一つの学校で起きた問題は、またほかの学校にも起き得るわけですし、なるべく早い時期に、個々の担任だけが対応する形ではなくて、対応できるシステムをつくらなくてはいけないと思うのですけれども、この学校でこういうことが起きているというような情報を各学校が共有できるような、そういうことというのは考えられないものなのでしょうか。

（教育）指導室主幹

御指摘の内容については、非常に大切なことだというふうに考えております。それで、各学校ではいろいろ課題、又は問題等がありまして、それらを校長会等でこういう事例があるということで共有しまして、それぞれの学校また校長が、対岸の火事ということではなくて、常に自分のものとしてとらえて、不測の事態に備えておくというようなことで、いろいろな場面を通して指導をさせていただいております。

大橋委員

監査結果通知書について

昨日、監査結果通知書をいただきました。これを読みましたが、10 ページに及ぶ長文ですので、これについて監査委員事務局のほうから主な要点についてお話ししたいと思います。

監査委員事務局長

そもそも請求の内容は、監査請求の対象にならない1年を経過したのも入っておりましたのでそれを除きますと、用地取得のための必要な起債許可について見込みが立ってから基本設計業務委託契約を締結すべきであったけれども、その見込みが立たないうちに基本設計業務委託契約を締結した。そのために結果として契約を解除し、解約料を支払わなければならなくなったものであって、この解約料の額の算定も客観的、具体的な基準がなく、不当であるから、市長、副市長は連帯して2,581万円を市に返還せよ。という概要なんですね。

それで、監査の結果ですけれども、まず、請求人が言っている起債許可を得ることが極めて困難であることは明白だといっていることと、それから、用地取得のための必要な起債許可について見込みが立ってから基本設計業務委託契約を結ぶべきであったが、その見込みが立たないうちに契約を締結したために結果として契約を解除して、解約料を支払わなければならなくなったという点につきましては、病院の起債について、ずっと継続して道のほうと協議している訳ですけど、道から病院事業会計に不良債務があるからといって、それだけで起債を許可しないということにはならないという説明を受けている訳ですね。実際にも病院の経営状況を見ながら判断するというのでずっと継続して協議されてきたわけですから、初めから許可されないことが明白だということは言えないという判断がまず一点です。

それから、請求人が誤解されていたと思うのですが、起債許可のめどがたってから基本設計の契約を締結すべきだということを言っているわけですが、この起債許可の協議をするためにどういう内容のどの程度の規模の病院をつくらうとしているのか、そしてその規模に合わせて用地はどれだけ必要なのかということを説明しなければならないわけです。そうするとある程度の具体的な内容が固まっていなければ道に対して必要とする面積についての説明ができない、そういうことから基本設計業務は必要だと。

請求人はお金もなく、土地もないのにどうして病院を建てるための起債を申請するのかと言っているわけですが

れども、これは反対でして、お金がないから起債をお願いしなければならない、そのためにある程度具体的なものを示さないとならないから基本設計が必要ということになるわけです。

それから、この契約の解除についてですけれども、請求人の方は損害金と考えられたのかなと思うのですが、2,581 万円の解約料を全額返還すべきとおっしゃっているのですけれども、監査の結果、これは基本設計の委託契約の第 15 条第 1 項に基づく契約の解除でして、第 15 条第 2 項の規定による委託料として出来高に見合う分を支払った、という形なのですね。ですから、これは損害賠償金として支払ったものではないのです。委託料として支払った訳ですから損害とはならないということと、請求人の方は契約解除をしなければならなかったのは起債の許可が受けられなかったからであると言っているわけですが、議会の議事録などを調べたのですけれども、この契約を締結した後に地方公共団体の財政の健全化に関する法律とか、公立病院改革ガイドラインというのが出てきて、それでさらに起債の関係も予定した期間内に結論が出ないということもあって、市長はこういった状況の中で、基本設計だけを先行させて進めていくということにはならないと判断したと答弁しております。ですから起債の関係だけではなく、いろいろなことがあって、それを総合的に考えて市長として解除を考えたということですから、請求人が言うように起債が認められなかったから契約を解除しなければならなくなったということではなく、また、起債が許可されないことが明白であったということもいえないということで、こういう結論になりました。

大橋委員

今の御説明でほとんど了解しましたけども、ただ言葉の中でちょっと気になる部分がありますので。ある程度具体的なものを示さなければならないので、基本設計を必要としたという御答弁がございました。この御答弁の言い方として、基本設計というものがある程度具体的なものというものの一つになるということについては理解しますが、基本設計がなければいけないということではなくて、ある程度具体的な他のものがあったというふうにもとれますけどもどうですか。

監査委員事務局長

起債の計画書を出すときに、基本設計を出さなければならない、添付しなければならないとはなっていないようです。ただですね、今も説明しましたが、どんな病院をつくらうとしているのか、その病院をつくる必要性があるのかとかですね、病院をつくとすればどういう規模になるのか、駐車場なども含めまして、では必要な面積はどのくらいになるのかという説明をしなければならないそうです。そして、その説明をするために、こういったものを考えているものが示されれば別に基本設計書が完全にできていなくても、別に添付する訳ではありませんから、それは要らないのですけども、そういう説明ができるものが必要だったということです。

委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

-----  
菊地委員

臨時財政対策債について

初めに、臨時財政対策債についてお尋ねします。地方交付税の不足分を臨時財政対策債として借り入れて、後年度、その利子も含めて交付税措置がされるということですが、実際には、平成 13 年度の対策債の利息は、もう既に 14 年度から償還されていますし、17 年度からは、その 13 年度の対策債の元金の償還も合わせて行われていますけれども、償還額について、14 年度以降 19 年度までの分をお知らせいただけますか。

（ 財政 ） 財政課長

臨時財政対策債の償還額についてでございますが、平成 14 年度が 800 万円、15 年度が 1,800 万円、16 年度が 5,100 万円、17 年度が 1 億 1,200 万円、18 年度が 2 億 5,500 万円、19 年度が 5 億 300 万円でございます。

菊地委員

それで、基準財政需要額として、この償還に相当する分として交付税の中に含まれている額があると思うのですが、それを平成 14 年度からそれぞれお知らせください。

（財政）財政課長

臨時財政対策債に係る交付税の算入額でございますが、基準財政需要額として算入された額は、平成 14 年度が 850 万円、15 年度が 1,900 万円、16 年度が 6,100 万円、17 年度が 1 億 2,500 万円、18 年度が 2 億 5,700 万円、19 年度が 4 億 5,900 万円でございます。

菊地委員

そうしますと、利子も含めた償還に対する相当分として入ってきている分については、平成 14 年度から 18 年度までは、相当するか、それかむしろ多く入ってきているのですけれども、この 19 年度だけ 4,400 万円くらい少なくなっているのですけれども、それはどういうことなのですか。

（財政）財政課長

臨時財政対策債の基準財政需要額の算入は、一定のルール、理論計算で入っている形になりまして、説明では、元利償還金につきましては 100 パーセント交付税措置されることになってはいますが、実際の借入れが、この資金は財政融資資金と、銀行などの縁故資金の両方がございます。その借入条件が、交付税の計算上では 20 年の 3 年据置きと 15 年の 3 年据置きとあるのですけれども、特に縁故等は、実際の借入条件と違う場合もございますので、そういうふうな若干のばらつきが出てくるものでございます。

菊地委員

その辺になると、何やら難しくなってきましたけれども、これは 3 年据置き、20 年にわたって、前に借りた分を交付税として措置していくということであり、19 年度でこういうふうにならなくなると、その後も考えられるということなのですか。

（財政）財政課長

年度間でばらつきはありますけれども、理屈的には、トータルで元利償還金の分は交付税で見られるということでございます。

菊地委員

どうしてそうなのかということは、これからちょっと検証していかなくてはいけないというふうに思っているのですけれども、平成 19 年度に借りた分を 20 年間、20 年後のことって私たちは責任が持てないものですから、そのことについては、果たしてこういうことを続けていっていいのかというのが率直な思いなのです。そういうことも含めて、この臨時財政対策債という形にしないで、しっかりと地方交付税として措置していただきたいということも含めて、これは要求はしているのですよね。

（財政）財政課長

もともと、交付税というのは国税の一定額が原資となって地方に交付される一般財源でございます。それで、平成 13 年度から始まりましたけれども、国の交付税予算の不足に対応するために、交付税の振替措置として行われたものでございます。後年度の元利償還金につきましては、全額交付税措置がなされるものということで制度的になったものでございます。交付税が不足するというので、ルールで来ているものでございますので、こういう措置がなされたものでございます。

菊地委員

国がそういうふうな対応をしたということなのだけれども、地方はそれでよしとするのか、それとも交付税としてしっかり措置してほしいというふうに要請しているのかと聞いたのですけれども、それに対してお答えはなかったように思うのですが。

財政部長

今、課長から交付税算定のルールといいますか、原資の確保の問題を答弁させていただきました。全体として、地方の財源が不足し、国税の一定割合では足りない部分ですから、そこにそういう起債を発行させておいて後年度の交付税でその分見てあげましょうということなのです。理想を言えば、それを含めて交付税が原資の分を確保できれば、一番いいことなのですが、次善の策として原資がないものですから、そういう形になっているとは思いますが、トータルとして、交付税については先ほど来ずっと御議論がありますけれども、復元してほしいという希望は持っておりますので、そういう活動の中でまた要望してまいりたいというふうに思っております。

菊地委員

市税の収納について

次に、市税の収納について何点かお尋ねしたいと思います。市税の収納が伸びないという悩みはあるのですが、個人市民税の収入率は悪くはなっていないと思うのです。個人市民税の場合は、滞納繰越分については、納付計画についてかなり頑張っていて、それぞれ連携しながらやっていると思うのですが、法人市民税についても、納付計画について相談にものるというふうにはやっぴらっしゃるのですか。

（財政）納税課長

法人市民税につきましても、固定資産税・都市計画税につきましても、やはり滞納交渉を行いまして、納付計画をちゃんと出していただくというような形でやっております。

菊地委員

平成 19 年度の決算では、個人市民税の滞納繰越分の収入率は相当上がっているのです。法人市民税もそういう納付相談における納付計画を立てながら、なかなか収入率が上がっていかない、その大きな理由についてはどういったことが考えられるのでしょうか。

（財政）納税課長

法人市民税の収入率につきましては、まず、現年度分につきましては、平成 19 年度 98.6 パーセントで対前年度と比べますと、0.2 パーセント減少してございます。滞納繰越分の収納のほうでは、19 年度 11.7 パーセントということで、対前年度と比較しましても約 5 パーセント、額で約 440 万円減少していますが、一応、大きな理由としましては、今、言いましたように、法人市民税の滞納整理につきましても、他の市税と変わらず年に 2 回の催告状を送るなど同じような催促、滞納整理を行っておりますけれども、やはり長引く景気の後退による営業収益の減少とか、特に市内企業の自己破産、それから倒産というのが、かなりの件数に上っていますので、そういうものがやはり納付に影響を与えたのかと考えております。

菊地委員

景気の動向とかそういう部分につきましては、法人といえども個人の力ではなかなか対応しきれないと思うのですが、こういった状況の中で、平成 20 年度も上半期が終わりましたから、19 年度の決算、それから 20 年度の上半期を見据えて、20 年度決算の見通しについても、どういう状態が予想されるのか、ちょっとお伺いしてよろしいでしょうか。

（財政）税務長

市税全体で答弁させていただきたいのですけれども、法人市民税だけですか、全体ですか。

菊地委員

全体及び法人市民税。

（財政）税務長

まず、年度が始まりまして 6 か月経過しております。その中では、個人市民税、固定資産税・都市計画税、それと軽自動車税につきましては、これはもともと調定額といいますか、そういうものは一定程度把握されております。

ですから、こういうものにおきましては、大きな変動要因がありませんので、収入を確保していけば、前年並みの収入は確保できると考えております。

ただ、あと法人市民税とたばこ税の部分、あと入湯税もありますけれども、特に法人市民税、たばこ税につきましては、これは月々の販売あるいは法人市民税につきましては、法人税割が法人税額によって、法人の決算期の結果によって調定額が発生しますので、そういう部分において、昨今の事情からいきますとなかなか上向き傾向にありませんので、前年度並みかというような推計は考えられます。そういうことから、我々としましては、あくまでも前年度の収入率を維持することを目標としまして、いろいろな手法を講じて、収納対策を図っていきたくて考えております。法人市民税の滞納繰越額につきましては、先ほどいいましたように倒産などして廃業などしても、結果的に会社の法人登記があります。それが消されないといいますが解消されない限り、こちらのほうでは不納欠損として落とせない、そういう部分がありまして、そうしますと分母が減っていかない、収納する額は変わっても、分母が減らないので収入率は上がっていかないということがあります。

ただ、今、課長からも話がありましたけれども、18 年度と 19 年度では、確かに収入率は下がっていますけれども、18 年度の滞納繰越額が 7,400 万円ほどありましたし、19 年度については 6,700 万円、700 万円落ちていきますので、こういうことから、いろいろ努力していますけれども、今言ったように、会社が清算し切れないといいますが、消滅できない部分がありますので、このような結果になっておりますけれども、それを御理解していただきたいと思えます。

菊地委員

職員の皆さんが、いろいろと御苦労されている部分については、評価していきたいと思うのですが、ただ、今、税務長がおっしゃったように、市税収入もこの先厳しいものがあり、それで、財政の概況を見たのですけれども、歳入の部分はどういうふうにつつまを合わせているかということ、他会計からの借入れがすごくあるのです。しかも、特定目的基金も相当な部分で借り入れている。今やこの引き出しをあけてもお金がない状況で、埋蔵金が入っている引き出しなんてもちろんなさそうですから、歳入が本当に厳しいし、自治体独自の努力というのも大変な状況に来ているというふう思うわけです。そういう意味では、地方交付税をしっかりと残していただきたいというのが一番の私たちの願いでもありますし、そうしなければ地方自治体は大変な状況になっていくと考えています。

税外収入について

それが一番の解決策だと思うのですけれども、市長が税外収入を上げる、そういう言い方をするのですけれども、実際税外収入というのは、どういったものが考えられるのか、その辺についてお尋ねしておきたいと思えます。

（ 財政 ） 中田主幹

市税以外の収入ということで、一般会計でいうと使用料及び手数料、財産収入や諸収入などがございます。それと、特別会計では、国民健康保険料、住宅使用料があり、あと企業会計では、水道料金、下水道使用料、病院の外来と入院の収益が上げられますけれども、大体平成 19 年度末でそれぞれの会計の収入未済額が、全部で 12 億 6,800 万円ほど抱えている。この数字は、企業会計は本来、出納整理期間がないのですけれども、企業会計の病院、水道、下水道も、現年度分の翌年 4 月、5 月を収入した形にして集計をとったということです。その実態を見ますと、19 年度末で 1,000 万円以上の収入未済額があるものが、10 の収入科目になってございます。一番多いのは、国民健康保険料の 5 億 5,000 万円で、次が水道料金の 1 億 6,200 万円ほど、あと下水道使用料の 1 億 2,600 万円、保育費負担金の 9,200 万円、それと介護保険料の 7,400 万円と続いていくのですけれども、かなりその部分で集中的に取組を進めなければならないというふう意識してございます。

それで、具体的には、昨年の行政監査で指摘されているのですけれども、債権の回収に係る事務が、比較的きちんとされていない部分があるというような指摘がございますので、まず 20 年度はそういう部分について、法令なり税外収入徴収条例とか規則がございまして、その辺を再度徹底して、未納になっている方々に接触を多くしてい

かなくてはならないと考えております。

菊地委員

つまりは、国民健康保険料、水道料金、下水道使用料、介護保険料、こういった未収金に対して、具体的に納付の手段を強めていきたいということですが、ここを強めると、また市民の皆さんの苦勞も出てくるのかと思っています。今、個人市民税については、広報おたるに出ていましたけれども、かなり差押えをやっているようですけれども、差押えをされると会社を辞めなければいけないというような相談を受けたりするものですから、そうすると、生活の糧がなくなって、むしろ逆ではないかというふうに思いながら、納税課の皆さんとお話をしたりするのですが、差押えについてはどういうことを基準にやろうとしているのですか。

（財政）税務長

税外収入の中には国税徴収法の規定によって、差押えもできるという科目があります。例えば、国民健康保険料もそうですし、あと保育費負担金もそうです。そういう国税徴収法に基づいてできるものにつきましては、基本的には差押えをやっていきたい。というのは、納税課のほうもそうなのですが、そこに至るには、つい最近、2回、3回滞納したからすぐ差押えをするというわけではありません。それまでには、何度も催告を送って、1年、2年かけて、それでも応じてくれない、何も相談しにきてくれない、そうしますと、今度差押えしますという通知を出して、預貯金の調査などいろいろとさせていただきます。特に給与の調査をさせていただきますけれども、そういう中では、預貯金があったり、また給与につきましても、一応生活できる程度のもを取り除いて、それに手をつけなくて残った部分を差し押さえるということになっており、そういう段階がある人だけを対象にしてやっておりますので、すべて同一の考えでやっているわけではありませんので、そのあたりは御理解をしていただきたいと思います。要するに、言葉は悪いのですけれども、悪質で、我々に応じてくれないという滞納者だけにやっていきますので、これは多くならないよう、我々としても、差押えのケースが少なくなるようにと願っております。

菊地委員

実際には、失業したりいろいろな要因があって、国民健康保険料を滞納せざるを得なくなったというケースもたくさんありますので、むやみやたらにそういうところまでは、実際にはそれは差押えをすべきものではないと思いますけれども、今、税務長がおっしゃったように、本当に厳密に差し押さえるときはしっかりと人権を守るという立場も踏まえて、これに当たっていただきたいと思います。

使用料及び手数料について

こういった状況の中で、使用料及び手数料につきましては、もう以前から、4年おきぐらいに定期的に見直すというふうにおっしゃっていました。市長は市民サービスにも手をつけなければいけないというようなニュアンスのことを、実際、全道平均並みにしていきたいということをおっしゃっていますけれども、使用料及び手数料をどういうふうに変えていくかその中身によっては、非常に市民サービスが低下するという実態もありますので、ちょっと伺っておきたいと思うのですが、具体的に言って、私は、小樽市には、これは最終的に手をつけてほしくないと思っている問題について、ふれあいパス、それからごみ埋立処分手数料があります。これも手数料ということを、先ほど改めて思いました。そして、三つ目に、新たに手数料として賦課すると考えているものがあるのか、これはお答えできるようでしたら、ぜひお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

財政部長

財政再建推進プランのほうで示した具体的な話の中での使用料及び手数料は、今お話がありましたように、定期的に見直しをさせていただき、すべてを改定して値上げをするという意味ではございませんけれども、一定程度の年限をおいて、内容を精査していく必要があるだろうというふうには考えております。

今、具体的にお話がありました項目について、現在、方針を決めているわけでは全然ございませんので、平成 21 年度を想定しますと、前回の時から、4年目ぐらいになってまいりますので、私ども担当部局としては、資料を集

めるなり、その部分の検討はしていきたいと思いますが、来年度の財政状況が、収支がどういうことになるのか、今年度の見込みがどういうふうになるのか、そのあたりも総合的に見直した中で、検討し、最終的に判断していくものというふうに考えてございます。

菊地委員

わかりました。

教育費の不用額について

次、質問を変えていきたいと思えます。教育費の不用額についてお尋ねいたします。私も教育費の不用額が 8,000 万円というのは、非常に大きいというふうに思っていたのですが、先ほどの御説明いただきました入札の関係とかそういうことで、結構不用額が出ているということはわかりましたけれども、一つ、中学校の教育振興費の教科用図書等購入費、これはたしか予算額で 378 万円になっていたのですが、実際決算で 58 万 8,964 円しか使われていません。このかい離について御説明をお願いします。

（教育）学校教育課長

教科用図書等購入費ですけれども、これは教員に支給する教科書と指導書の経費であります。それで、予算が 378 万円ということで、その内訳としては教科書で約 25 万円、それで指導書として約 353 万円で計上したところでございます。この積算内訳ですけれども、平成 18 年度に教科の改訂がありまして、18 年度予算の中で新教科書あるいは指導書の購入費を見ておまして、その結果、18 年度では約 900 万円近くの決算額になっていると思えますが、そのうち、18 年度もいわゆる旧版、改訂前の版を使っている部分が一部ありましたので、その部分を今年度 19 年度新版に変えるための経費として 378 万円を予算計上していたのですけれども、指導書のほうにつきましては、新教科書購入と合わせて予算計上していたのですが、学年区分が指導書のほうが、その教科によって二、三学年用というのがありまして、その部分が、いわゆる昨年度、例えば 2 年の新教科書のときに買ってれば、今回の 3 年のときには必要ないということで、予算上は見たのですけれども、実際学校にそれぞれ確認したところ、これは昨年度もらっているから買う必要はありませんということで、購入しなかったため、不用額が出たということになります。

菊地委員

逆に、それは平成 19 年度の予算編成時に、19 年度は買わなくてもいいとわからなかったのでしょうか。

（教育）学校教育課長

予算編成時に、細かく全部の学校に調査をすると、ある程度把握できたとは思いますが、実際の予算編成時には、通常基準で計上した次第でございます。

菊地委員

不用額となったのは、320 万円ほどです。予算の規模からいくとごくわずかな額なのですけれども、この三百何十万円って、小学校の学校図書購入費と実は同じぐらいの金額なのです。濱本委員もおっしゃっていましたが、本当に学校図書購入費の予算額があまりにも少なすぎて、私はいつも悲しくなるのですけれども、この 8,000 万円の不用額があったら、どれほどの蔵書を図書館に納めることができるかというふうに思うのです。ちょっと古い資料で申しわけないのですけれども、昨年も質問させていただいたのですが、平成 16 年度から 17 年度にかけて、実は不足しているという図書が 5,000 冊ほど配布されていたのです。16 年 5 月には 7 万 8,507 冊が小学校で不足しているところであって、それが 17 年 5 月で 7 万 2,942 冊になって、5,000 冊ぐらい改善してはいたのですが、まだ 8 万冊近く不足していますから、これは 10 年、13 年をかけて不足冊を更新している間に、またもとの物を廃棄しなくてはならなくなって、まるで追いつけなかつたこと思いつつ、不用額となった 8,000 万円が、図書費に使われたらどれほど子供たちが豊かに育つのかというふうに思います。この部分でも、予算の適切な執行、もっと図書にしっかりとお金を振り分けていただきたいという希望を述べながら、次の質問に移らせていただきます。

#### 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブです。平成 15 年度から 19 年度までの、そこに充てられた一般財源についてちょっとお知らせいただけますか。

（教育）生涯学習課長

放課後児童クラブの一般財源充当額ですが、平成 15 年度から 1,000 円単位で申し上げます。15 年度が 5,092 万 4,000 円、16 年度が 4,598 万 2,000 円、17 年度が 3,712 万 3,000 円、18 年度が 3,550 万 5,000 円、19 年度が 3,512 万 6,000 円となっております。

菊地委員

予算特別委員会の中で、障害を持った 5 年生、6 年生の子供の試行を来年度はやめていきたいということが示されました。そのことでやりとりをさせていただいたときに、市長が 8,000 万円というお金が、この放課後児童健全育成事業については投入されているということをおっしゃっていたので、ちょっと調べてみたのですが、確かに予算編成時は 8,000 万円ほど計上しているのですが、使用料が伸びているのです。平成 16 年度以降使用料を徴収していますし、北海道の補助金もありますから、15 年度の段階から見ると一般財源の投入が少なくなってきたはずなのです。20 年度については、確かに一般財源の投入金額が 600 万円ほど増えてはいるのですが、保護者の皆さんの手数料とか、そういうものも入れておきながら少なくなってきたわけですから、そういう状況を見ると、一般財源をさらに投入してでも事業は拡大してほしいと私は思いつつ、こういうことまでもやめざるを得ないような地方自治体の財政状況というのは、果たしていかなものかということも含めて、ぜひ地方交付税の充実については訴えていっていただきたいと、これについては希望だけ述べさせていただきます。

中島委員

資料にかかわる質問だけさせていただきます。

指定管理者制度について

平成 19 年度の小樽市の取組の重点の一つに指定管理者制度の拡大があったということで、48 施設拡大していますが、現在この指定管理者制度が、全体で 19 年度も合わせて何か所になるのか。この制度自体はどういうことを目標、目的にして拡大してきているのかというあたりを含めて、最初に聞いておきます。

（財政）契約管財課長

指定管理者の導入につきましては、公の施設が今後どのように活用されるか、将来的な利活用も含めて、その中で直営の運営がいいのか、指定管理者の運営がいいのかというところを判断し、導入してきたというふうに理解しておりまして、また今後もそのようにしていくという考えでございます。

その中で、今おっしゃったように、平成 19 年度で市営住宅 44 施設を含めまして 48 施設で指定管理者が導入されて、本市全体では、現在 75 施設で指定管理者が導入されております。

中島委員

対象業者との間に協定書が交わされて契約金額や期間を決めるわけですが、どのように決定されて、期間が終了したときの対応というのは、具体的にどういうふうになるのでしょうか。今まで、契約期間を終了してさらに更新した指定管理者施設というのはあったのでしょうか。

（財政）契約管財課長

指定管理者の場合は、契約ということではなくて、指定期間とか管理費用というふうに呼んでございますけれども、まず、指定期間につきましては、指定管理者制度の運用指針というのがございまして、その中で公募施設については 3 年、任意施設については 5 年という期間の指定がございまして、これに基づきまして、基本協定書の中で指定期間を設定しております。それから、管理費用につきましては、基本協定書の中では、あくまでも各年度の上限



額ということで設定をしております、毎年度の管理費用につきましては、年度協定書の中で設定をしているという状況でございます。

それから、これまでに更新した施設ということですが、平成 19 年度でさくら学園と鯉御殿を更新してございますけれども、基本的な考えとしては、公募により指定管理者を設定した施設は、更新の際にはまた公募により指定をする。それから、任意で選定した施設については、同じ施設を任意で選定をするという考えで実施しております。

中島委員

今まで、公募という形をとった場合に、複数の応募があって選定したという経過が 1 か所かありますか。

（財政）契約管財課長

これまで、例えば市営住宅 44 施設を一つというふうに数えますと、9 件の公募をしてまいりまして、そのうち複数の応募があったというのは 4 件でございます。ほかの 5 件については 1 社しか応募がなかったという状況でございます。

中島委員

これは、収益が市の収入になるような、そういう契約というものがあるのでしょうか。体育館、市民会館、駐車場などは手数料とか現金収入の収益が市に入るようになっていきますね。そういう点では、収益が市の収入になるような契約になっている施設というのは、どのくらいあるのでしょうか。

（財政）契約管財課長

利用料金制を採用している施設というのは幾つかございますけれども、そのうちで、市に剰余金といいますかそういったものを納付したという施設は、稲穂、駅前広場、駅横の 3 駐車場施設だけでございます。

中島委員

平成 19 年度から指定管理者制度が導入された主な施設についての、導入前と導入後の決算、19 年度決算で財政的な効果があったかどうかということをお話を聞きまして、資料に出していただきました。これについて、18 年度決算と 19 年度決算の説明をお願いします。

（財政）中田主幹

財政効果にかかわる御質問ですが、提出いたしました表なのですが、まず、平成 19 年度に新たに指定管理者を公募で導入した施設の一覧でございます。まず、18 年度の決算が左にございまして、19 年度の決算が右にございまして、その増減額という形になっております。

まず、1 点目の銭函パークゴルフ場でございますけれども、指定管理者を導入する前は、18 年度に直営で管理をしておりました。その銭函パークゴルフ場だけの収入を見ますと、432 万円の収入がございまして、銭函パークゴルフ場の管理に係る経費として 1,181 万 6,000 円かかっております。主に芝の維持管理がその多くなのですが、その差引きで 749 万 6,000 円が市税等で賄われていたという状況になってございます。それが、19 年度は指定管理者が公募で選定されまして、そこは収入については指定管理者が収入するという形になっていまして、市の収入にはなっておりません。その分、今度指定管理の代行料ということで、指定管理の指定をした業者に 412 万 7,000 円を支払っておりますので、銭函パークゴルフ場の差引きについては、指定管理者導入によって、336 万 9,000 円の経費を落とすことができたという状況になってございます。

次に、2 点目の市営住宅でございますけれども、市営住宅につきましては、一部管理委託料ということで 2,670 万円ほど支出しております、そのほかに、市が直接業務を行っていて支出をしていた分ということで 6,252 万 1,000 円ございます。この部分で、18 年度は 8,922 万 1,000 円だったのでございますけれども、19 年度については、市で直営でやっていた退居修繕料とかエレベーター保守点検とか、そういうものを含めて指定管理者を募集いたしまして、指定管理者のほうで 8,476 万 1,000 円で受けていただいております。差引き 446 万円の財政効果という形

になってございます。

それと、最後に市民会館、公会堂、市民センターでございますけれども、18 年度に直営で運営していた場合は、歳入といたしまして 4,338 万 3,000 円の収入がございました。それに対して支出でございますけれども、1 億 7,591 万 5,000 円。この中には正職員の 7 名分の給与費が入っております。それで、実際市税等で 1 億 3,253 万 2,000 円をこの 3 館に投入して施設の維持をしていたという形になってございます。それが、19 年度の指定管理者導入に伴いまして、今度、管理代行委託料ということで、指定管理者に対して 1 億 1,019 万 4,000 円の支払をいたしました。あと、そのほかマイナスで 97 万 3,000 円ということになっておりますけれども、これにつきましては市民会館の食堂の使用料、それと携帯電話の無線の設備をつけているのですけれども、その携帯電話会社から設置に係る部分の設置料をいただいておりますので、97 万 3,000 円が市に直接収入になってございます。この分を考慮いたしますと、19 年度は 1 億 1,022 万 1,000 円でその館の管理運営と維持をしていることになりまして、差引き 2,231 万 1,000 円の効果が出ているという形になっております。

3 館合計で、指定管理者導入によりまして約 3,000 万円、3,014 万円の効果があらわれているという状況になってございます。

中島委員

3,000 万円の効果ということになれば、これはなかなか大きな数字になると思うのですが、職員給与というのが 7 人分入っているわけです。これは、ここで採用をやめたというわけではなくて、ここにはあられない数として市全体の支出の中には入っていくわけですから、これはイコールでちょっと考えられないのではないかと私は思います。問題は、これだけかけていたお金を削減するというところで、本当に十分な仕事ができるのだろうかという不安を感じるぐらいの削減額なのです。それで、市民サービスが本当に削減されていないかという、そういう問題は心配なのですが、その点については市民センターやパークゴルフ場、公会堂など、今回 19 年度に取り組んだところで、御意見や御要望や、それから苦情などは来ていないのですか。

（財政）契約管財課長

これらの施設の中で、市民の声として多く出てきているといいますが、アンケートなどで出てきている声としては、例えば駐車場が少ないとか施設の老朽化などで、施設に関する指摘というのがほとんどであります。逆に、市民サービスの向上という面で申し上げますと、例えば市民会館や市民センターでは、自主事業が積極的に開催されておりまして、1 万人弱の市民が参加をしておりますし、パークゴルフ場では芝生の管理が非常によくなったというようなお話を聞いております。また、市営住宅におきましても、これまで委託管理のときには、修繕をする場合には一々市のほうに、入居者から委託業者に言って、委託業者から市に言うというような流れがございましたけれども、今度は包括的な管理ということで、直接指定管理者のほうの判断で修繕も行えるということで、速やかな対応ができるようになった。それから、現在の指定管理者は本業で警備業務をやっているということで、事故や災害に対しましても 24 時間の対応が可能だということで、入居者の安心とか安全にもつながっていくものと考えております。

中島委員

何も苦情はないというように聞こえましたけれども、私が市民の声を聞いて、幾つか報告したいのですけれども、市民センターは、舞台を利用するピアノの演奏などのときには、以前は前日に調律をやらせてもらえたのに、現在は当日に調律をするということになって、非常に準備がしにくくなったとか、前料金で取られるようになったという苦情も聞いております。

それから、銭函のパークゴルフ場は、芝がよくなったというのはよくお話を聞きます。しかし、狭い。18 ホールしかない。そのために、小樽市長杯、それから市民体育大会を主催しているのですけれども、ここでできなくて仁木町でやっているのです、御存じだったでしょうか。そういう意味では、せっかくの小樽市長杯を何で仁木町でや

るのだと、そういうことが市民の話題になっているのですけれども、こういうことについては御存じだったでしょうか。

体育館のことも一言、今回の対象ではありませんけれども、こちらは評価されているお話で、以前の管理者のときには、利用時間が過ぎたら中に利用者がいても電気を消されたが今は消さなくなったと、こういう喜んでいいかわからない効果もありますけれども、とにかくこの銭函パークゴルフ場などは、評判がよくて参加が多い割には、結果的には市長杯や市民大会が小樽でできない、こういう矛盾も出てきていると言われてはいますが、この辺については御存じでしょうか。

（教育）生涯スポーツ課長

今の銭函パークゴルフ場の関係で、市民大会、市長杯の件につきましては、私どものほうも、狭いために小樽で開催できないという話は伺っていましたけれども、他の町でやっているということまでは、正直な話、協会のほうから伺っておりませんでした。その中では、お話のとおり 18 ホールという狭い中で、100 人以上が集まるということになると、なかなかこの場所ではできないということは、パークゴルフ協会のほうからお話は伺っているところです。

中島委員

そういう点についても今後の検討課題として、市民サービスを低下させない対策をぜひやってほしいと思います。

稲穂駐車場の民間譲渡について

最後になりますけれども、先ほど収益が市のほうの収入になっている施設というのは、駐車場ぐらいだということでした。確かに、諸収入として平成 19 年度の中の諸収入にも、この 300 万円前後が駐車場から上がった料金として入っておりますけれども、19 年度では駅前広場、駅横、稲穂の三つの駐車場が指定管理者で運営されていたものが、稲穂駐車場が今年度民間に譲渡されています。この民間譲渡の問題については、明日の建設常任委員会所管で続けますけれども、今日は、いつどこの業者に幾らで売却したかだけお答えください。

（財政）契約管財課長

稲穂駐車場の売却でございますけれども、平成 20 年 4 月 1 日付けで小樽駅前ビル株式会社に、土地、建物合わせまして 5,000 万円で譲渡してございます。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。